

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、会計管理者の欠席の届けがありました。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第15号の条例、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第15号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） それでは、議案第15号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更について説明いたします。

まず策定でございますが、平成26年度から平成30年度までの5カ年。5カ年の計画で、櫛戸・亀岡辺地総合計画の策定がまずございます。それから、22年度から26年度までの同じく5カ年で塩沢辺地。それから25年度から29年度、同じ5カ年の只見・蒲生・叶津・黒谷辺地の整備計画の変更をお願いするものでございます。

一枚おめくりいただきたいと思えます。これが辺地計画の一覧表になっております。左側が辺地名ということになっておりまして、その次が年度、それぞれ5カ年の計画期間であります。それから事業名ということでありまして、塩沢につきましては河井記念館の改修事業と只見統合簡易水道。蒲生・叶津につきましても水道関係。只見辺地につきましては地区センター、旅行村、教員住宅、除雪機械、無料休憩所、レークビュー。櫛戸につきましては合併浄化槽。黒谷が診療所の医療機器、除雪機械。今度の地域密着型の小規模特養の関係の道路改良関係。それから亀岡につきましては合併浄化槽と水道関係と亀岡集会施設の新築という事業を、それぞれ策定もしくは変更・追加するものでございます。

一枚めくって下さい。これがあの、塩沢辺地の総合整備計画書になります。辺地の概要からありまして、その必要とする事情等、細々と書いてありますので後ほどご覧いただきたいと思えます。それから5カ年の計画がありまして、このように河井記念館と統合簡易水道、アンダーライン引いてありますが、こういったところが変更になるということでございます。

そして新旧対照表がございます。

次が同じく、これは蒲生・叶津辺地の計画書の辺地の概要。それから必要とする事情。それから整備計画で同じくアンダーラインで只見統合簡易水道関係がここに変更になる。それから新旧対照表という見方になります。

次が只見辺地。同じく計画書。辺地の概要。それから整備を必要とする事情。それから5ヵ年の計画がここに載っております、変更分、アンダーライン引いてございます。それから新旧対照表というふうになってます。

それから櫛戸辺地につきましては、同じく辺地の概要と事情。それから合併処理浄化槽の計画ということになっております。

それから黒谷辺地につきましても、辺地の概要。その事情。それから整備計画。アンダーライン引いてありますけども。それから新旧対照表ということになります。

それから亀岡につきましても、同じく計画書。辺地の概要。必要とする事情。それから計画ということで、今般、亀岡集会施設の新築事業をここに上げてございます。

という中身になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） この辺地計画に該当すると思うんですが、後に出てくる防災用無線LANネットワーク整備がこの辺地計画の変更の中では、というか、辺地計画の中には載っていないようですが、この防災用無線LANネットワーク整備。これは辺地計画には載らないものなのですか。載せなかったのですか。いずれかでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） これ、は辺地債の対象となりませんので、辺地計画に載ってません。一部、補正予算の説明になってしまいますけども、別途、消防債で、その施設整備事業債ということで、地域公共ネットワーク等強靱化事業ということで6,500万円を別途の起債を予定しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） その辺地計画に該当しない理由はなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 辺地計画、またこの後出てくる過疎計画につきましても、それぞれ対象のメニューがございます。その対象、国で定められた対象メニューに該当しなか

ったということで、できればあの、議員おっしゃりたいのは、辺地のほうが有利なので、辺地にあがってないのはもったいないということだと思いますんで、我々もそう思っているやってみました、やっぱり辺地には該当しないということでございました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 3回ですので、聞いておきます。多少あの、後に出てくる無線LANネットワークの補正予算に立ち入るしかないんですけども、そうしますとあの、過疎辺地に該当しないんで、他の優先すべき優良起債というのが消防関係起債ということなんじゃないか。それをまあ、お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） たぶん、考え方については1番議員と同じだと思っておりますが、一番優先すべき起債は辺地。その次が過疎というふうに考えてます。どうしてもその二つに該当しないときに次に何かというときに、今回の事業については消防関係の起債しかないということで今回お願いしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第15号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の条例、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第16号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 続いて、議案第16号 只見町過疎地域自立促進計画の変更について説明いたします。

一枚めくっていただきまして、変更理由書でございます。これにつきましては、左側、それぞれ区分ございます。産業の振興から交通通信体系、地域間の交流、生活環境、高齢者の保健・福祉、教育の振興、その他地域の活性化という大きなカテゴリーといたしますか、区分がございます。で、それに沿って、今般、事業を計画しているということございまして、青少年旅行村から事業内容も含めまして見ていただきたいと思いますが、このような事業を計画しているので、今回の自立促進計画に盛り込みたいとするものでございます。この中で消防関係ですが、3番の（4）消防救急デジタル無線整備事業と、同じ消防ではありますが、消防のデジタル化については国が推し進めている政策だということでもありますので、ここが基本的に異なりまして、消防デジタル化、これはあの、広域市町村圏組合の、結局、負担金として町が負担して、南会津広域が主体となって進める事業でございますが、こういったのは過疎計画に該当するというので、この変更計画に載っております。あとは一部、辺地債と過疎の計画と両方載っておりますので、一体どっちなんだというふうに思われるかもしれませんが、それぞれに枠があります。許される金額があります。町としてはできるだけ辺地債を獲得したい。確保したい。どうしても辺地債に該当しないものは過疎債で拾い上げてもらいたいという考え方で起債管理をしておるところでございますので、そういったことで同じ事業が両方に載っているということございますが、基本的には辺地債をお願いしたいんですが、辺地枠は狭いということがありますので、両方に載せておいて、万が一だめであっても過疎で拾ってもらいたいという思いでこのような事業を計画しております。あと、以下は、別紙様式になりまして、それぞれ変更前、変更後というふうに書いてありますが、若干の字句の訂正等ございますが、こういった、これその計画書の差し替えのようになりますけれども、基本的には一番最初の変更理由書の一覧表で見ていただくのが一番わかりやすいかと思っております。こういった事業を計画しているということございまして、あとは、最後のほう、

全部、この議案書の最後のほうになりますけども、これまたあの、参考資料ということで、(変更)という資料あるかと思えます。これについては金額、ここに出てきまして、例えば一番上の旅行村・いこいの森整備事業、字が小さいんですが、これにつきましては、変更前は2,000万であったものは今般、5,891万6,000円であるというもの。あとは産業振興関係も1,200万の事業費が3,000万。それから、非常に字が小さくて、市町村道路につきましても、欄が載ってなかったものを3,050万とか、これ、長浜の特養の関係ですが、3,050万とかというふうに、左側載ってなかったのが、あと消防関係のデジタル化につきましても載ってませんでしたが、これが1億9,610万ということでございます。そして、次のページにいきまして、地域密着型の介護施設が3億4,700万であったものを4億2,046万5,000円の事業費に変更するというものでございます。あと、只見地区センター新築について、4億890万というふうになってますし、あとは、大きいところありますけども、昨日の一般質問でもございましたが、放課後児童対策事業というのも1,890万であったものを3,426万6,000円に増額しているということもございます。あと、今般の自立計画では過疎債はソフト分も、ハードのみだけでなく、過疎も対象になってますので、過疎分で1億8,520万。金額の変更はございませんが、過疎ソフト分も計上してございます。で、克雪対策関係で4,000万。子育て応援事業で1,800万ということになってます。そして、全体で、6億580万の事業費であったものを、右側にいきまして7億2,216万6,000円というような過疎の自立計画の変更でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 只見地区センターの新築事業ということで、まあ教育の振興の中に挙がっておりますが、以前、新聞で拝見したんですが、こうした建物とか、あるいは学校とか、そして、昨日、議論しました町営住宅とか、そういったものをその解体するときも過疎債を適用しますといったようなマスコミ報道がありましたし、自民党経由でもそういうペーパーは入ったように思うんですが、そうしたことは、こうした、具体的には地区センター新築もあるんですが、当然まあ、ある程度お金かけて解体も当然必要なんですけど、そうしたものには該当しないんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） そういった改正がございましたので、そういったことも含め

て考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、新國秀一君。

○7番（新國秀一君） 一番最後ですね、子育て応援事業の中で、個人個人の進路を応援するために補助を行うものですかというのがありますが、聞き逃したかもしれませんが、具体的にはどういう事業になるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） 子育て応援事業につきましては、一つにはあの、ページ、横長の過疎の変更の新旧対照表を見ていただきたいんですけども、この一番最後ですが、子育て応援事業という起債がございます。これあの、教育長の教育行政方針の中でも申し述べました、中学3年生において、進路を応援しよう。そのために中学3年卒業時に町内の中学生に一人10万の子育て支援を含めました基金を支給しようという中身でございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第16号 只見町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の条例、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第17号 只見町森林整備計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 議案第17号 只見町森林整備計画の変更についてを説明させていただきます。

これは只見町議会基本条例第17条第7号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

その議案書の後ろに、変更後の只見町森林整備計画というものを添付をさせていただいております。計画期間は平成24年の4月1日から平成34年の3月31日までの10年間の計画策定期間となっております。まずあの、まず概略的などころのお話を前段にさせていただきたいと思っております。

この市町村森林整備計画と申しますのは、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が作成をする計画であります。これは、地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、これを踏まえたゾーニング、そして、地域の実情に即した森林整備を推進するための標準的な方法、それから森林の整備等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりのための計画となっております。

それからもう一つ、これに関連しまして、森林経営計画というものがございます。この森林経営計画といいますのは、森林の所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的な森林を対象としまして、森林の施業それから保護についての計画を策定するものになってございます。今回の議案であります森林整備計画に基づいて、その森林経営計画というものが策定をされていくという、そういったような流れになっております。

そういった中におきまして、現在の、変更前の森林経営計画でございますけれども、地域単位で括られた基本単位である林班、または複数林班、その単位で全体の2分の1以上を対象

として計画策定をするということが要件とされておりました。それを今回、国のほうの施行令の改正がございまして、若干、緩和をされたということでもあります。その緩和の内容でありますけども、これまで森林所有の所有者が小規模で、所有者が大変多いといったようなことでもありますとか、それから2分の1の森林を確保することに時間や労力を要するために、なかなかその、森林整備計画の策定が進んでこなかった。こういったような実態がございました。そうしたことから、造林・保育・伐採、木材の搬出を一体的に、効率的に行うことができる区域ということで、30ヘクタール以上の森林を対象に森林経営計画を作成できるようになったということでありまして、区域要件が林班の2分の1から区域内の30ヘクタール以上ということで、これまでよりも対象面積を少なくしても計画策定ができるといったような内容で緩和が行われたということがありましたので、この新しい要件によりまして、只見町の森林整備計画において、そういったその、新しい区域を設けるといったものを主眼に今回変更を行ったと、そういう内容でございます。

それからですね、今ほどお配りしました資料のうち、厚いほうの計画、只見町森林整備計画。これは従前の、変更前の計画であります。その計画と議案書のほうの、変更後の計画のどこが改められるのかという部分が、今、お配りしましたほうの薄いほうの資料、現行と変更後の対比の資料になっております。A4版の横版の資料であります。まず1点目としまして、第3という部分におきまして、間伐につきまして、具体的なその間伐の基準が示されたということでございます。間伐とは、ということで始まっておりますが、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採が35パーセント以下であり、且つ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うというのが間伐の具体的な基準として追加をされました。

それから、先ほど説明をしましたその区域の関係であります。新たに区域の表を設けまして、効率的にその作業を行える区域と、認められる区域ということでありまして、次のページから一覧表に、各集落名、それから林班の、林班数に応じまして、こういった形で区域を分けております。塩沢から始まりまして、次のページ、小林に至るまで。そしてまた、もう一枚おめくりいただきまして、坂田から大倉と。こういったような形で区域をその、定めまして、要件緩和ができるような計画策定に変更させていただきたいと、そのように考えてございます。

それから、最後のページになりますけども、6番のその他必要な事項といった部分にも追

加をしております、これについては只見町の特長について配慮をしていきたいと思いますといったようなことを書いております。ユネスコ・エコパークの登録申請中であるといったようなことを踏まえまして、今後は人と自然が共生するモデル地域として、多様な森林整備の推進を図るものとする。こういったような文言を追加をしております。

以上あの、変更の内容につきましては、このようなことで、国の施行令の変更に基づきまして、町の森林整備計画に新たに区域等を設けるなど、変更を加える内容になっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） ちょっと1点お伺いしたいと思いますが、例えばあの、いろいろこれから、町の中で、山の活用というのが進められていく方針があるわけでありましてけれども、そういった時に大元となるのがこれだということによろしいんですか。これが一番の、まあ、これから山をいろいろこう、活用していく中での基計画という位置付けなんですか。その辺ちょっと教えて下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 今ほどのご質問のとおりでございます、これはあの、国の森林法の規定に基づきまして、冒頭説明をさせていただきましたけれども、長期的視点に立った、その市町村ごとの森林づくりの構想と。いわばマスタープランというような計画になります。これに基づいて、森林の適正な管理、保護、活用。そういったものを行っていくと、そういった内容になっております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） いつもあの、思うんですが、この森林整備をするにあたって、ここにも書いて、どこかに書いてありましたが、炭の、材料、その、この森林の多い中でその活用として、炭、炭をまあ、これ昔はやってたんですが、今、只見町では1件やってらっしゃるか、というところですがけれども、是非その、これも自然エネルギーの一つかなと私思うんですが、今だったら昔やっておられた方がおられるので、そういう炭を作る育成というか、そういう人材を確保するというか、そういう考え方はないでしょうか。

それから、いつも私も山に行って山菜採ったり、きのこを採ったりするんですが、山のその整理をすることによって、山菜が出るか・出ないかということがありますので、是非その、最後に、ここに書いてあります、林業労働力の利用情報の収集、整理やUターン者等の就業促進を行う労働情報システムの確立を図り、安定的な労働力を確保しということがありますが、そういうことを導入されたならば、そういう労働力を確保するようなことにも繋がるのではないかと思うんですけれども、そこら辺のお考えはどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） まず1点目でございますけども、昔から行われておりましたその炭焼きといったようなことでの木材の活用でありますけども、この森林整備計画としてその辺を具体的にその、網羅していくというのはなかなか難しいところもございますけども、ご質問がありましたように、まあ伝統文化の継承といったようなことは非常に重要だというふうに捉えておりますので、この整備計画とは別個に、またその、下位の計画だったり、もしくはその、文化的な価値、その側面からのアプローチといったものを検討していく必要があるのかなと、そのように考えております。

それからその、雇用の関係かと思うんですけども、この森林整備計画に基づいて森林の維持管理、そういったものが適切に行われていくということになりますと、森林の、森林材料の活用そのものも弾みがついていくと、そのように考えておりますので、まずはその、この計画に基づいて、適正な維持管理を行っていった上で、そこからあの、森林に係わる雇用も発生をしてくるものと、そのように期待をしております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） おそらくこれに国のほうで、森林振興策変わったということで、この前ですね、当、うちのほうの部落に民間の会社なんですが、森林の整備、下刈り、その他の委託を、まあ、ただでできるからという回覧回ったんですよ。おそらく、そういう事業も、この一環、これに入っているものなのか。それは人工林だけに該当するものなのか。自然林も含むのか。その辺ちょっと、不明だったものですからお聞きしたいなというふうに思います。ああいう事業っていうのはあれですか。これに関連、おそらく、これ、大元だという今の説明ですと、町のほうでもわかっていらっしゃるのか。国のほうの直接の事業なのか。その辺、町を通した事業なのか。ちょっとわからないのでお聞きしたいと思ったんです。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 今ほどの事業が、具体的なところがちょっとわからないと判断のつかないところもありますけども、この森林整備計画に基づいて、先ほども説明しましたが、それに基づいた上で森林の経営計画といったものを策定をして実際に作業を行っていくということになりますので、この計画に基づいた何らかの事業であるとは思われますけども、その事業が今の情報だけでなかなか特定ができませんが、少なくともその町のこの計画に基づいた中で行われる何らかの事業のメニューではなかろうかなと、そのように思います。ちなみにその、森林整備計画のこの、今回のこの要件緩和でありますけども、平成26年の4月1日から施行といったような予定になっておりますので、従来の要件の中で何らかの事業が行われているのかなと、そのように感じております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） 町のほうで、それ、まだ把握されてないことですか。なんか、間伐とか、間伐するための林道とか、それも、とにかくあの、民有林、個人の持ち物ですよ。それをまあ、個人負担なくやるという内容のものでした。おそらく、町で把握されているものだろうなと思ってはいたんですけど、森林組合あたりでもわからないんでしょうか。その辺、まったく、産業課長、ご存知ない。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 具体的な事業名称等がわからないと、なかなかその、山で何かがあるだけでは、なかなか特定ができないんですけども、想像するに、森林組合のほうで実施をされる事業ではなかろうかなと思われま。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） 22ページなんですけども、上から5行目ですか。まあ将来の資源の推移を考慮しながら、地域森林所有者、計画的な生産活動、木材業者の育成並びに既存の製材業者、木材加工業者の近代化を進め、互いに協調し、流通体制を確立する必要があるということではありますが、現在、具体的にどのようなお考えがあるかお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 整備計画の中では、互いに協調して流通体制を確立する必要があるということになっておりまして、まあそういった方針の流れを汲むものとして、木質バイオマスボイラー導入の検討でありますとか、昨日もご質問いただきました木の駅構想の

検討ということで、なかなかその、実際にその実現までは至らないものもございますけども、そういった取り組みを行っている、そういった最中でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 1点お伺いしますが、25ページの一番最後、(3)の最後から3列目なんですけど、住民と自然が共生するモデル地域として林道黒谷線、檜戸線、小塩塩ノ岐線の利用区域内においてということがありますが、この、今三つ挙げられたのは、全て、豪雨災害によって、入札不調によって、今のところまったく入れないような状況になっている場所ではありますが、これはやはり森林整備計画の中に載せられたということは、どんなことがあってもその3路線は、まあ場所、場所というか、例えば黒谷線であればどこまでがいいものかはまだわかりませんが、必ず復旧させるということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 林道災害復旧の進捗状況に絡んでということでもありますけども、この路線、特にあの、奥が深い、延長の長い路線ということもありまして、なかなか復旧が進みにくい路線になっております。こういった路線も含めて、なんとか全ての路線を全面復旧したいということで、昨年らい、林野庁、それから県の森林林業部のほうと調整をしまして、様々な取り組みを行っております。まずその最終的な方向性というものが出ておりませんが、今後も全面復旧に向けて取り組んでまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 全面復旧ということに、向けていくということなんですけど、やはりこの(3)を読みますと、非常に大切な場所であるということのわけです。ですからやはりその、どんなことがあっても、必ずその3路線は復旧させるという認識でいいわけですね。結局、町民の方も、例えば黒谷線、きのこ・山菜を採りに行く場合、極端な話、ゴム堰まででは、本当に普通の人、一般の人が入れる場所。で、従来、そこに山菜採りに行っていた人はそこから奥も当然入っていたわけですが、やはりその地元の人にとしてみると、ゴム堰までが林道でなくて、そこから先も林道あったわけですから、そういうところも考えてらっしゃるのかどうか。それから完全にそういうところも復旧させるのかということがなくて、やっぱりここに載せるべきでは、逆にないのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君）　どんなことがあっても、ということでありますけども、まあよほど特別なことがあって、国との調整がなかなかその理解を得られないといったようなことで、非常に大きな財源の持ち出しというようなことになった場合は、それは再度検討をする必要があると思っておりますけども、そうならないように今取り組んでいるわけでありまして、その決着、まだ見ておりませんので、現段階では全面的に復旧ができるように、今、国・県と協議をして進めていると、そういう状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君）　了解ですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第17号　只見町森林整備計画の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

3番議員は、一時、退席をお願いいたします。

〔3番　小沼信孝君　退席〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　日程第4、議案第18号　只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 議案第18号 只見町公の施設における指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1番としまして、指定管理者に管理を行わせる施設の名称であります、施設の位置、只見町大字只見字町下2592番地の3。名称、ただみ養魚場。2、指定管理者となる団体。所在地、只見町大字長浜字唱平3番地。名称が錦鯉のおぬま。代表者氏名、小沼信孝であります。3番としまして、指定管理者として管理を行わせる期間であります、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間と、そのようになっております。

それから、今ほど配付をさせていただきました資料のほうで、若干その詳細の部分の説明をさせていただきます。まずあの、施設の概要であります、所在地等は先ほど申し上げたとおりでありまして、施設の概要としまして、管理棟が1棟、ふ化施設が1棟、解体施設が1棟、車庫1棟。そのほかに稚魚池、養魚池、揚水ポンプ、沈砂地と、そのようになっております。それから、指定管理者が行う業務としまして、淡水魚の養殖及び販売。水産資源保護のための淡水魚の放流。内水面漁業にかかる調査、研究。その他養魚場の運営管理に関する事というふうになってございます。指定期間につきましては、先ほどの説明のとおり5年間ということでございます。それから大きな2番の指定の経緯でございますけれども、12月13日から募集をしまして、1月17日に締め切りました。審議会は1月31日に開催しております。応募状況としましては1団体ということで、錦鯉のおぬまの応募があったと、そのような状況でございます。3番の選定方法であります、只見町公の施設指定管理者選定審議会規定に基づいて委員を委嘱しまして、各審査会委員が書類審査とヒアリングを行っております。4番の選定審議会につきましては、委員7名ということでありまして、裏のページにまいりますけれども、ご覧のと通りの委員の名簿となっております。5番、選定結果。選定された団体ということで、錦鯉のおぬまを選定しております。審議会における選定理由であります、当該施設の管理・運営を行う上で重要な専門知識を有しており、10年にわ

たる指定管理の実績と事業に対する熱意ある姿勢が評価され、指定管理者として業務遂行能力を有するものと認め選定したということでございます。それから6番、提案額ということで、こちらは応募者からの提案額でございますけども、年額21万4,000円ということで、これは施設関係の除雪費用にかかる分の指定管理料ということで提案をいただいております。

説明につきましては以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） 別にあの、ちょっとお聞きしたいことなんですが、これ、小沼さん、一応、まああの、途中から議員になられて、今まで管理されてきたわけです。ただこれ、議会で議決案件でございますので、その場合、今回はこれ1団体ということであれだったんですけども、法律上に抵触しないということはわかっておりますが、これ、例えば2団体・3団体あった場合、これ、議会で議決して、本人が議員のわけです。で、その辺の、まあ住民感情というか、世間感情からいって、どういうもんかなということなんです。その辺もある程度、加味されたのかなということ。なんで言うかといいますと、ちょっと私あの、監査の時の講習、あっちこっち行きました。そういう中で、こういうのもまあ、目をつけて監査すべきだというような講習受けてきたもんですから、その辺、ある程度、加味されたのかなということだけお聞きしたいと思います。そのことだけです。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） それでは私からお答えいたします。

今、議員おっしゃったように、法に抵触するものでは、まずありませんということで、地方自治法第92条の2では、地方公共団体の、議員の方へのいろいろなあの、兼業禁止規定というのがございます。そういった中で、今回の指定管理者制度はその請負ではないと。行政処分だというふうにきっちり決まっていますので、それには抵触しないということで問題ないということはそのとおりでございます。次に、そういったご懸念といいますか、そういったことにつきましては、全国的に見てみますと、それは独自のその自治体の条例でそれを定めておるところもあるようではございます。ただ、本町はそのような条例はございません。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

○10番（佐藤孝義君） はい、わかりました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 議事遅らせるようで申し訳ありませんが、これ、只見養魚場の本来の設置目的というのは何でしたっけ。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 手元にあの、例規集がございませんので、一語一句間違いなくというふうにはまいりませんが、まあ水産資源の保護・活用、内水面漁業の振興と、そういったような、その指定管理者が行う業務に類似したものが若干違った表現で記されているというふうに記憶しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まああの、例規集の中では、当初は指定管理職制度がなくて、ずっと経過してきたものですから、今のようなご答弁とはちょっと違うと思っておりますが、まああの、設置目的の、本来の設置目的がどうかと。そしてその本来の設置目的に適うのかというような発想で聞いておりますから、後でわかったら私に教えていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第18号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第19号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第19号 工事請負契約の変更についてを説明いたします。

次のとおり工事請負契約を変更したいものです。1、契約の目的、橋梁災害復旧工事、峯沢橋。2、契約の相手方、只見町大字楡戸字二本柳1437-1、大正工業株式会社代表取締役、三瓶吉夫。3、変更内容、請負金額の変更です。変更前5,470万5,000円。変更後7,703万5,350円。2,233万350円の増額の変更をお願いしているものです。

変更の内容、工事の概要といたしましては、23年7月に災害、被災を受けたところがございます。その後、24年の12月21日に請負契約の議決をしていただきました。その後、工事に入りました。工事の内容としましては、3径間あるところのまあ、右岸の1径間が被災をしまして、橋台が被災をしました。当初、橋台がないものというふうに思って、流失したのと思っておりましたが、躯体高7.5メートルの橋台の底盤部を仙窟して、黒谷川が一時流れたということで、7.5メートル分が沈下をして、2メートルばかり沈んでおりました。掘削後、それが発見されましたために、橋台の躯体の変更ということになりました。当初、7.5メートルの躯体高でしたが、底盤を攪拌されましたので、支持地盤になるまでそれを下げなければならないということで、躯体高を9メートルに、2.5メートルの躯体高にいたしましてタイプの変更をいたしました。それに伴いまして、当初発見できなかった橋台の取り壊し等々も出ましたので、2,200万という大きな変更増になったわけがございます。今現在の進捗状況でございますが、橋台部は完成をいたしまして、1径間の桁の仮設も終わっております。今後、床盤のコンクリート、横締めのかんちょう、そして舗装をいたしまして、なんとか8月末には、頃には完成したいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、新國秀一君。

○7番（新國秀一君） 4割ほど上がってますが、この最大の理由は資材高騰とか、人件費高騰とか、そういうことでしょうか。それとも、設計変更なんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まずは、資材の変更、インフレスライドは行っております。インフレスライドは、まあ1%以上ですので、200万程度のインフレスライドを行っております。一番大きなのは、今説明しましたA2橋台の躯体のタイプの変更。そして、現存していました現行の橋台の取り壊し。そして、黒谷川の河川の災害復旧、県でやっておられるのとの、それとの調整を含めましてこの金額になっておりますので、物価と内容の変更でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、続いて、日程第6、議案第20号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 議案第20号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第9号）を説明いたします。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,702万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,484万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費でございますが、第2表により説明いたします。

第3条は債務負担行為の補正でございますが、第3表により説明いたします。

第4条、地方債の補正でございますが、これも第4表により説明いたします。

ページをめくっていただきまして、5ページをご覧下さい。これが第2表の繰越明許費になります。左側から款・項・事業名・金額というふうになってございます。これが6ページまで続いております。総務費の総務管理費から、事業名、右側にそれぞれ列記してございます。このような事業名につきまして、右側の金額のとおり6ページまで続きます。例年あの、国の補正予算等もありましたり、様々な災害関係等もございまして、平成19年度からこういった繰越明許費が特に多くなるという傾向にございます。そういったことでこのような事業名と金額を繰越明許費として議決をいただきたいとするものでございます。

7ページが債務負担行為の補正でございまして、これは例年、可決をいただいておりますもので、4月号につきましては3月から広報ただみの事業に取り掛からなければなりませんので、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

第4表、地方債補正でございます。過疎・辺地・災害・臨時財債。8ページに一般補助施設整備事業ということで、変更前・変更後で、それぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法ということで、限度額の変更でございますので、このように地方債の補正をお願いしたいとするものでございます。

そして、8ページが総括表になります。で、8ページが歳入の総括表でございまして、補正額、真ん中からちょっと右側にありますが、歳入合計が5億1,702万1,000円となっております。こういった中で金額が大きいところ、上から見てきますと、地方交付税1億2,211万円。それから国庫支出金が4,094万5,000円。県支出金が1億9,527万3,000円となっております。あとは繰入金が1億5,451万3,000円。このような歳入構成になっているという総括表でございます。

で、9ページが歳出の総括表でございまして、これもあの、真ん中から左側に補正額とご

ございますが、総務費が1億2,963万1,000円。それから消防費が3億318万7,000円。災害復旧費が1億5,891万5,000円。公債費2,794万7,000円ということで、それぞれの主な理由につきましては、町長の提案理由の中でも申し述べさせていただきます。おとところでございます。

10ページ、歳入でございますが、款1、町税からでございますが、町民税が、個人町民税と法人町民税でございますが、町民税としては184万4,000円の増となっております。それから固定資産税が237万の増。軽自動車は微減でありまして、町たばこ税も145万の減。それから引続き、町税ですが、入湯税が63万4,000円の増。地方交付税につきましては、普通交付税211万ということで、国の税が伸びたということで、通常ですと7月末に普通交付税額は確定するんでありますが、その後、国の税が伸びたということで追加配分がございましたので、その分211万円を今回お願いしておるということで、普通交付税の合計が24億円。24億175万6,000円ということで、約24億円が普通交付税で今年度、歳入見込まれるということでございます。で、その下が、特別交付税でございます。これが通常の特別交付税と震災復興特別交付税1,000万ということで、その左側に補正前の額、補正額、計とありますが、計のところでは26億2,175万6,000円と記載してございます。ここから24億円が、普通交付税ですから、残りの額2億円余りが特別交付税ということで見込んでおるということになります。それから分担金・負担金につきましては、事業量の減少に伴いましての分担金の減。使用料及び手数料では、それぞれ経済使用料につきましては説明欄のとおりでございます。12ページ、引続き使用料ですが、土木使用料と教育使用料ということで、それぞれ右側にあります説明欄によりましての補正をお願いするものでございまして、手数料は土木手数料も同様に説明欄をご覧いただきたい。次、国庫支出金は、国庫負担金につきましては、民生費関係のそれぞれ事業の、事業量に伴っての補正。それから、13ページも引続き負担金。それから災害復旧費国庫負担金につきましては、公共土木施設災害復旧費負担金の関係が3,635万7,000円の減となっております。それから引続き、国庫補助金につきましては、それぞれ民生費、衛生費、土木費ということで、右側の説明欄のとおり補正をお願いするものでございます。14ページにつきましては、これがあの、防災用無線LANネットワーク整備事業にかかるものでございまして、国庫補助金、地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金ということで7,994万9,000円を計上してございます。それから県支出金の県負担金。それぞれ民生費の県負担金、右側の説明欄をご覧いただきたいと思っております。それから15ページ、県補助金

ですが、総務費の県補助金、民生費の県補助金、衛生費の県補助金、農林水産業費、教育費、災害復旧費県補助金ということで、それぞれ右側の説明欄のとおりでございますが、特徴的なのは農林水産業施設災害復旧費補助金ということで、今般、林道災害復旧事業補助金で1億9,657万9,000円。それから農地農業用施設等災害復旧事業補助金で1億78万4,000円の増額補正をお願いしてございます。16ページ。県委託金でございます。これにつきましては、総務費、民生費、土木費、教育費と、それぞれ県から委託されているものの整理予算になっておりますので、説明欄でその事業項目はおわかりいただけるものというふうに思います。財産収入、財産運用収入につきましては、土地貸付収入、建物貸付収入、右側の説明のとおり。あとは利子及び配当金は株の配当金。17ページにつきましては、不動産の売払収入でございまして、町有地売払収入等につきましては、特にこの中で金額大きいのは、上福井にありますNHKのラジオ塔の用地。従来、貸し付けておりますが、今般の圃場整備事業等の関連もございまして、この部分を、中にいろいろ、機器等も埋設されておまして、今後のことも含めましてNHKのほうに売払うというものでございます。それから物品売払収入、生産物売払収入につきましては、山林等につきましては、県道小林館ノ川線の雪崩防止柵の工事をやるにあたって、若干の売払収入を計上してございます。寄付金につきましては、これはあの、只見テレビ道路にかかる寄付金の減でございます。繰入金につきましては、1億5,255万円となっておりますが、一番下に、説明欄の一番下にあるのが、豪雨災害復興基金1億6,000万でございます。これが防災用無線LANネットワーク整備事業に豪雨災害復興基金を繰入れて、それを充当したいとするものでございます。あと減額分は電源立地地域対策交付金事業基金ということで500万の減ですが、この減の内訳は町道、田子倉船着場線が300万の減、考古館縦穴式住居修繕が200万の減ということで計500万になります。それからブランド・イメージ回復支援交付金基金275万円の減となっておりますが、これは四つございます。一つはホームページの更新でございます。当初、500万の繰入れを見込んでおりましたが、これを380万というふうに減額見込みになりましたので、その分で120万の減。それから風評被害対策は1,100万見込んでおりましたが、1,000万でしたので100万の減。それからプレミアム商品券につきましては350万見込んでおったものを300万でありますので50万円の減。それからあの、三条市と特にあの、三条市の市長の提案でありました八十里越のDVD関係が175万円であったものを170万ということで5万円の減ということで、当初2,125万円の繰入を見込んでおりましたものを1,850万ということになる見込みでありますので、今般、275万円を減

額補正させていただきたいとするものでございます。次、18ページ、特別会計繰入金につきましては、後期高齢医療特会からのものでございます。それから諸収入につきましても、右側の説明のとおりでございます。引き続き、諸収入の雑入でございますが、それぞれ滞納処分費、過年度収入、雑入というふうでございますが、それぞれ説明欄をご覧いただければおわかりいただけるものというふうに思いますので、説明は省略させていただきます。19ページ、町債でございます。これにつきましても、それぞれ目的別に総務債から民生・土木・教育・災害復旧・消防債ということで、補正前の額、補正額、計となっております、節が、これが起債の種類になってまして、その内容。この中でほとんどあの、減額部分が多いんですが、公共土木施設災害復旧事業と農林水産業施設災害復旧事業、それから一般補助施設整備等事業債でそれぞれ地域公共ネットワークということで、このようなものを増額し、結果として繰り越しになるということになります。そういったものでございます。

20ページ、歳出でございます。議会費でございますが、まあ、若干、議事録関係は、これは会議の回数の増によるものでありまして、それ以外はほぼ減額でございます。総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、これもあの、事業執行に伴います精算見込みでございます。20ページはすべて減額、21ページについてもそれぞれ減額のお願いでございます。22ページにつきましても引き続き減額ということでございまして、企画費につきましては事業の業務量の増によりまして臨時職員の賃金を若干お願いしてございます。それから23ページにつきましてもほぼ減額ですけども、負担金、補助金及び交付金の中で981万7,000円増額をお願いしてございます。これにつきましては中ほどにございますJR只見線復旧復興基金負担金ということで、これはあの、もう詳細はご存じでいらっしゃると思いますので、今年度分の負担金1,242万2,000円を支出したいとするものでございます。それからあの、積立金、自然首都只見地域づくり基金積立金5,800万円ではありますが、これにつきましても基金条例の可決をいただいたところでございます。これにつきましては27・8の2カ年度分の見込みにつきまして、基金にあらかじめ、予算の範囲内ということではありますが、基金積立をしたいとするものでございます。次、ユネスコエコパーク推進費につきましても、ほぼ、事業の進捗に伴います精算見込みでございます。24ページもそうでございます。24ページ、ブナセンター費につきましても、ほぼそのような内容でございます。情報システム管理費につきましても、保守点検等含めまして減額。あと分庁舎、ここの建物のことですが、これについても経常的なものでありますので、ほぼ減額ということでございます。

以下、地区センターのほうからお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 只見地区センター長。

○只見地区センター長（馬場博美君） それでは只見地区センター費ではありますが、25ページ中段からになります。共済費、賃金関係で、臨時職員については2名分の今後の超勤等も考慮しまして、減額で可能だということで記載されています。そのほか、旅費、需用費、委託料関係については整理予算になりまして、次ページにつきまして、使用料、工事請負費についても事業執行によります整理予算の減額となります。で、補助金につきましては、昨年、十島・寄岩・塩沢のそれぞれ活性化委員会のほうで補助金申請がありまして、それが実施された後の整理予算で、28万の減額ということでお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日地区センター長。

○朝日地区センター長（馬場さき子君） 朝日地区センター費についてご説明いたします。

経常分の整理予算と、事業分の実績による減額分でございます。需用費につきましては公用車燃料費と電気料の増額をお願いしております。施設利用の増と単価改定に伴いまして不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。よろしくご説明いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 明和地区センター長。

○明和地区センター長（横山加津也君） それでは明和地区センター費について説明申し上げます。

まず7賃金でございますが、明和公民館まつりにおける地区内送迎バスの運転手賃金でございます。これは当初予算では町内事業者のバスの借上げを予定しておりましたが、その都合がつかない場合に他のレンタルのバスを借上げまして運転手を別にお申しなければならぬということから、公民館まつり二日間、2台ずつのバス運転手の賃金でございます。次に11需用費の水道料でございます。これは地区センター水道管の破裂による漏水によるもので、超過料金が13万1,880円となり、3期・4期分合わせた金額に対する不足分でございます。漏水発見後、直ちに業者に修繕を依頼し、現在では完全に漏水は止まっております。修繕発注から工事完了まで時間がかかってしまい、このような金額になってしまいました。今後はしっかりと管理に努めてまいりたいと考えております。12役務費は不用額の整理です。14使用料及び賃借料の集落排水施設使用料でございますが、水道使用量が増えた分、集落排水使用量も多くなってしまいました。予算残額に対する超過料金分の補正のお願いでございます。18備品購入費につきましては不用額の整理でございます。

以上、よろしくご説明いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 交通安全対策費についてご説明を申し上げます。

報酬につきましては執行見込みのないもの、減額をお願いをしております。報償費であります。運転免許の自主返納者への報奨金。当初、20名分想定をしましたが、予算要求をさせていただいた時点で19名の執行がございました。年度末までの返納者想定をしまして増額をお願いをするものであります。26ページであります。旅費については不用額と思われるもの、減額をお願いをしております。需用費、電気料につきましては電気料金の値上げによる増額をお願いするものであります。使用料につきましてはバスの借上料、交通少年団の研修等、実施がなかったものですから減額をお願いをしております。以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 予算費目に準じて、ひとつお願いします。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 諸費につきまして、28ページですが、地域振興基金積立金1億円をお願いするものでございます。

○町民生活課長（新國元久君） 28ページ、中段の徴税费、ご説明を申し上げます。給料、職員手当、共済費については不用残の減額をお願いをするものであります。委託料であります。確定申告支援システム保守委託。今年、確定申告の支援システム、更新をお願いをいたしました。それによりまして、当初、8月程度の導入を予定をしておりましたが、2月の導入ということになりましたので、その空白期間中の保守料、減額をお願いをするものであります。18番、備品購入費は確定申告支援システムの購入、これの不用残の減額をお願いをするものであります。

続きまして、29ページの戸籍住民基本台帳費であります。給料、職員手当、共済費については年度末までの見込みの減であります。委託料であります。戸籍総合システム保守委託料。これにつきましては、今年度、戸籍総合システムの更新をお願いをしております。それによりまして、更新月によりまして不用残が18万4,000円出たものであります。併せましてサーバー機器の設定委託料。これは今申し上げました戸籍総合システムの更新にかかりますサーバー機器の設定委託料、不用残の減額をお願いをするものであります。14番につきましても戸籍総合システム。これも戸籍総合システムの入れ替えに伴うものであります。18番備品購入費。これにつきましても、戸籍総合システムの機械器具費の購入でありましたが、実績に基づきまして減額をお願いをするものであります。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 続きまして、30ページから民生費になります。30ページ

の民生費。まずはじめに、社会福祉総務費であります。職員手当、超勤手当、若干不足見込まれますので増額をお願いしております。併せて11需用費、コピー代等不足ということで、あと燃料費も不足ということで、若干の補正をお願いしております。19の負担金、補助金ですが、総体では減額になりますが、地域支え合い体制づくり事業補助金。これと17万7,000円。これについては黒沢・荒島の除雪用の収納庫の変更がございまして増額をお願いをしております。それから除雪保険支援事業の除雪機整備補助金については、これは不用分で減額であります。次の扶助費。総体では5,000円の減額となっておりますが、内訳としましては、除雪支援事業給付費、だいぶ件数が伸びております。現在、235件ほどの利用ありまして、79万円ほどの増額をお願いをしております。それから、高齢者住宅屋根については、これはやられた後に申請、委託関係で、現在は件数少ないんですが、当初、200万予算をとってますので、50万円ほど減額をしていきたいと思っております。それから福祉商品券につきましては給付を終了しまして、453件ありまして、不用分ということで減額をさせていただいております。続きまして、老人福祉費については敬老祝金、百歳賀寿についても、これ実績の不用分でございます。それから、ちょうど見難いんで、一番下の需用費、修繕料71万6,000円ございますが、保健福祉センター、デイサービスのバスの修繕料です。ヒーター、それからオートステップ、故障いたしまして、その補正をお願いをしております。次に31ページ、扶助費であります。老人福祉費の実績によります減額になります。次に障がい者福祉費。全体で356万4,000円ほど減額になっておりますが、そのうちまず委託料7万8,000円。これもあの、実際の実績見込みによります不用分と、それから中段の短期入所の事業委託料ということで実績の伸びがありましたので、増額をこの分をお願いをしております。14については不用残でございます。次に扶助費347万7,000円ほど、次のページまで亘っておりますが、これにつきましては、身体障がい者の方による施設の利用等によります実績、今年度見込みによります、給付によります、補正であります。中にはだいぶ減額になっておりますが、当初見込みよりも利用が少なかったということでございます。次ページの訓練等給付費がそれにあたるかなと思っております。それから介護給付費や療養介護について利用が伸びたということで117万4,000円ほど増額をしております。次に老人保健費、負担金、補助金は後期高齢者医療広域連合の負担金になります。これは例年のものです。それから28の繰出金。これは後期高齢者医療と訪問看護ステーションへのそれぞれの繰出金でありまして、訪問看護医療費は主に人件費に関連するものでございます。次、在宅介護支援センター費は職員共済費ですので記載のとおりでございます。

それから33ページ、介護保険費であります。委託料50万2,000円ほど減額であります。測量設計委託、それから、これは不用分であります。介護保険事業計画4万円ほど増額であります。これは消費税分になります。それから、これにつきまして、消費税分というのは繰越明許しておりますので、そういう関係が発生しております。それから公有財産購入費については不用分であります。次に繰出金であります。介護保険事業特別会計のそれぞれの繰出金、それから地域包括支援センターの繰出金。それぞれ実績によりますそれぞれの精算でございます。

それから、下段の民生費の児童福祉総務費。報償費の子宝祝金も不用分でございます。今年度、執行8人分の給付でございます。それから需用費、委託料も整理予算でございます。次に34ページの児童措置費。すみません、一番上に委託料がひとつございます。子ども子育て事業計画の委託料。これは繰越明許になる分の不用分でございます。それから児童措置費につきましては、児童手当の実績によります不用分でございます。それから只見保育所分でございます。5万1,000円ほど使用料が増えております。水道料が、見合いによります集排施設の使用料が積算されるということで、水道料がだいぶ、ちょっと多くなった関係での総額補正をお願いしております。朝日保育所は賃金の精算によります減額でございます。明和保育所につきまして、給料はだいぶ減額になっております。これは職員が産休から育児休暇に入った関係でございます。そのほかは記載のとおりでございます。

次に、35ページ、保健衛生総務費になりますが、28の繰出金865万2,000円減額になっております。国民健康保険施設診療所への特別会計への繰出金。地域医療ネットワーク構築をしております。25年度事業の、事業の精算によります減額でございます。予防費につきましては、賃金、報償費、旅費については精算でございます。報償費、今般あの、講演会を予定しております。講師謝礼、不足、若干出ましたので、補正をお願いしております。次に、36ページ、需用費、役務費は整理予算であります。それから13の委託料12万9,000円ほど増額をお願いしております。各種予防接種、これ全部終了しております。これについては実績によります不足分の増額。それから妊産婦検診委託料。これ昨年の9月から実施を新たに新規に創設しました分でございます。10万円ほど不足見込まれますので増額をお願いしております。それから扶助費についてもそれぞれ全部検診関係終わっております。それ、不用分の精算でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、環境衛生費でございます。報酬、職員手当、共

済費につきましては精算見込みによるものでございます。37ページの上段、賃金につきましては、年度途中からの雇用がありましたので減額いたします。需用費につきましては、消毒機械等の修繕費でございます。よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（矢沢明伸君）　続きまして、37ページ、保健事業費であります。報酬、報償費、旅費、需用費、役務費等、それから委託料全部、実績の精算によるものであります。12の役務費の計測機器等更生手数料46万3,000円、ちょっと大きいものがございますが、これは放射線関係の計測機器の校正手数料の減額でございます。委託料427万円ほど減額になっておりますが、それぞれあの、特定健診から子宮がん・乳がん、次ページに亘りますが、大腸がん検診等、それぞれ終了してございまして、一番大きなものが健康管理システム改修委託料。当初、予定してございましたが、平成26年度からの導入で間に合うという形になりまして、導入予定を延期しましたことによります減額でございます。14の使用料も併せてこれに係る健康管理システムリース料が不用ということで減額になります。それから次の保健センター費。これにつきましても保健センター維持管理経費でございますが、委託料、使用料についても精算によります減額でございます。

○議長（齋藤邦夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君）　続きまして、農林水産業費について説明をさせていただきます。まず農業委員会費でありますけども、こちらは事業実績に基づく減額となっております。委託料のシステム報酬委託につきましては、地図データの更新時期が移行になったことによりまして保守料金が減額になったというものであります。農業総務費につきましては事業実績による整理予算となっております。次のページ、39ページにまいりまして、農業振興費であります。共済費、賃金、報償費、需用費、委託料につきましては整理予算でございます。それから負担金の中で農業用使用済プラスチック適正処理の負担金でありますけども、処理実績による不足が生じますので1万9,000円の増額をお願いしております。補助金の新規参入農業者育成事業補助金16万2,000円につきましては、新規で簡水設備分の追加交付決定になる方がいらっしゃいますので、その分追加でございます。そのほかは事務実績による整理予算でございます。次のページ、40ページにまいりまして、山村振興費、交流施設特別会計繰出金であります。交流施設のほうの指定管理料の増額、燃料高騰分ではありますが、その分の繰出しを行うものでございます。6農地費。まず修繕料は不用残の減額です。工事請負費につきましては労務費、資材費の高騰分の不足を増額補正をお願いするものでございます。補助金につきましては実績による減額となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして国土調査費でございます。委託料につきましては、各地籍システム関係の委託料でございます。精算見込みによるものでございます。使用料につきましてはシステム変換の作業に伴います委託料の減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 次のページ、41ページにまいりまして、林業費、林業総務費であります。事業実績に基づく減額でありまして、流域育成林整備事業委託料につきましては、県の予算配分、減額になりまして、作業の整備分の事業実施が見送りになったため減額となっております。それから、林業振興費にまいりまして、すべて減額の実績による減額でございますけれども、補助金、森林整備地域活動支援交付金事業補助金につきましては森林経営計画の作成支援実績に基づいて減額となりました。それから林道費でございますが、手当は若干の増額。それから賃金につきましては実績により減額をお願いしております。次のページにまいりまして、42ページ、水産業費であります。修繕料ということで養魚場敷地内の地盤沈下がございまして、それに伴う水道管の修繕でございます。

款の7商工費にまいりまして、商工総務費は人件費の不足分の増額補正であります。商工振興費、補助金、中小企業災害融資利子補給補助金であります。利子補給額が確定しましたので2万5,000円の増額をお願いするものでございます。観光費につきましては、全て事業実績による減額となっております。続いて観光施設費にまいりまして、電気料につきましては若干の不足が見込まれますので増額をお願いしております。委託料、観光施設指定管理料であります。49万7,000円の増額ということで、河井記念館の除雪費用の増額に伴う予算の補正でございます。次のページ、43ページにまいりまして、宮渕公衆トイレの委託料につきましては、使用実績、管理委託実績による日数の増ということで4万1,000円の増額となっております。工事請負費については事業実績による減となっております。繰出金につきましては、これは経常費分、燃料高騰分の増高がありましたので、その分の増額の補正。事業費分については事業実績による減額と、そのようになっております。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、土木費でございます。土木総務費につきましては、精算見込みによる若干の増と、あと減額でございます。次、44ページ、同じく土木総務費でございます。事業によります精算見込みでございます。続きまして、道路維持費につ

きましても事業によります精算見込み。工事請負費につきましても、受注の関係がありまして、事業、縮小した部分でございます。備品購入費につきましても、除雪ドーザの減を見込まれる部分の減額でございます。次、道路新設改良費、45ページでございます。事業の請差等による委託料につきましても減額。工事請負費につきましても、資材高騰によります増額。公有財産購入費につきましても土地開発基金の買い戻しでございます。橋梁維持費につきましても、電気料、修繕等の増額をお願いしております。委託料につきましても実績でございます。

河川費につきましても、事業精算見込みによります減額でございます。

46ページでございます。住宅管理費につきましても、全て事業実績によります精算見込みでございます。住宅建設費につきましてもそのとおりでございます。集会施設につきましても事業実績によります減額。そして工事請負費につきましても、単価の増によります、高騰によります増をお願いしております。用地買収費につきましても土地開発基金の買い戻しでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 消防費についてご説明を申し上げます。共済費、賃金、報償費につきましてもは年度末までの不用残の見込みを整理させていただきたいものであります。委託料であります。防災用無線 LAN ネットワーク整備工事の監理業務の委託料486万円をお願いをするものでございます。48ページであります。使用料、賃借料につきましてもは消防関係業務での、火災現場等での重機の借上げ、その他、消防団員等の車両の借上料について、不足が生じる見込みについての増額をお願いをするものでございます。工事請負費であります。施設整備工事については執行の残であります。防災用無線 LAN ネットワーク整備工事3億53万1,000円。これにつきましてもは、資料配付の上、説明をさせていただきたいと思っております。

議長、資料配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、今ほどお配りを差し上げました資料で説明をさせていただきたいと思っております。A3横型の小さいほうを、まずご覧をいただきたいと思います。只見町地域公共ネットワーク整備事業概要図ということであります。真ん中に絵がございます。役場がありまして、要害山の中継局がある。そして、地区センター、集会所等がある。こうい

うところに電波を発信するというような概要図であります。左側上部、IPカメラ、河川、山頂、9箇所というふうになってますが、これにつきましては後ほど、大きいほうで説明をさせていただきますと思います。右上、WiFi無線LANアクセスポイント41箇所。これ41箇所についてWiFiの無線LANアクセスポイントを整備したいということでありまして、こういった概要になってございます。次、一枚おめくりいただきますと、只見町無線ネットワーク回線系統図という図があります。左上に只見町役場。ここから要害山の中継局に電波を発信する。補完する意味で光ケーブルを敷設させていただいて、これを補完するということになります。要害山の中継局から無線の電波飛ばしまして、直接、各避難所、あるいは中継点、朝日小学校中継所であるとか、明和地区センターの中継局を経て避難所へ電波を飛ばすという系統の概要図であります。3枚目になります。システムの構成図ということで役場にはどういふものが入るんだ、中継局にはどういふものが入るんだということで、概要が記載をさせていただきますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

全体のイメージであります。大きいほうをご覧になっていただきたいと思っております。重なっているところがありまして、若干、見難いところがあるかと思っておりますが、ご了解をいただきたいと思っております。ポイントについてということで赤丸が避難所、そして役場、地区センター、学校、その他、田子倉ダム、湯ら里になってございます。ここにWiFiのアクセスポイントを設けたいということでありまして。青丸がIPカメラであります。9箇所。主には河川の状況を監視するということで考えてございます。叶津川と只見川の合流点。そして伊南川と只見川の合流点。黒谷、伊南川の合流点。あとは黒谷川上流の集会所付近の状況。伊南川、中の橋、小林、中の橋付近の状況。あと布沢川の上流の状況。ここに河川の状況を監視するカメラを設けたいということでありまして。併せまして山頂、俎板倉山の山頂、要害山の山頂、そして田子倉ダム付近にもカメラを設置したいということでありまして。黄色丸が中継点であります。役場から要害山にいったデータがこういった様々な中継点、まっすぐ飛ばないところに対して中継点を設けまして電波を飛ばしたいということでありまして、その中継点が黄色で記載をさせていただきます。青線が、ちょっとであるんですけども、無線。これがあの、役場から要害山の分であります。あとは光回線を活用する部分が若干ございます。黒谷入のポイント、塩ノ岐のポイント、坂田のポイント等でありまして、これにつきましては現在の技術で無線で飛ばそうとしてもなかなか困難であるというところについては既存の光回線、町が持っております光回線等を使って情報の発信をしたいという概要でございます。

これが施設の概要でありまして、2月6日に国の補正予算可決になっておりまして、現在、

補助の申請等行っております。概算での事業費お願いをしております。3億53万1,000円ということになってございます。歳入は先ほど総務課長が歳入で申し上げました。補助金として7,994万9,000円、そして基金から1億6,000万円ということで事業の進捗をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

続きまして、備品購入費。消防費の備品購入費84万円は消防ポンプ自動車購入に際しましての請負残でございます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） 続きまして、教育費のほうを説明させていただきます。48ページの中段であります。事務局費であります。経常費の中で給与54万5,000円。これ若干あの、給与システムのエラーが発生しまして、不足されておりますので、その分を今回上げさせていただきました。申し訳ありません。49ページですが、14の使用料、賃借料であります。公用車リース料104万1,000円減額をさせていただいておりますが、今年度、2台予定をしておりましたが、納車時期が遅れたということと、もう1台は年度内の納車が間に合わないといったこと。これはあの、地域おこし協力隊、1月任用というようなことで、活動に使用するものでありましたが、1月に発注して年度内には無理だというようなことで、104万1,000円、合わせての金額であります。減額をお願いするものでございます。続きましてスクールバス運行費であります。委託料につきましては年度末までのほぼ、運行の状況が見えてきましたので、今回100万落とさせていただきます。また備品購入費につきましては、スクールバス1台、平成12年型ですが、1台更新をさせていただきました。不用残を整理をさせていただきたいというふうに思います。続きまして奥会津学習センター費であります。18の備品購入費。今年度、発電機を備えさせていただきました。不用残を整理させていただきます。

50ページでございます。小学校費であります。学校管理費につきましては予算を整理をさせていただくというようなことで減額をお願いしてございます。教育振興費につきまして、賃金ですが、賃金。これは特別支援教育支援員の賃金120万減額をさせていただきます。1名退職をされて、その後、補充がなかなかできなかったというようなことで、その分でございます。また19の負担金、補助金につきましては、準要保護の関連での対象者が少なくなったというようなことで減額をさせていただいております。

51ページに移りますが、中学校費です。中学校の学校管理費であります。これにつき

ましても全て整理予算でお願いしてございます。教育振興費につきましてですが、14の使用料、賃借料。ページめくっていただいて52ページの上段に中学校パソコン等リース料というやつでございまして、今回あの、ウィンドウズXPのセキュリティが切れるというようなことで更新をさせていただきました。これまで中学校は買い取りだったんですが、今後新たにリースというような形でお願いしてます。リース時期の都合で減額をさせていただいております。

続きまして、社会教育費であります、社会教育総務費です。これらにつきましても、予算を整理させていただくための減額の補正でございまして。文化財保護費であります、文化財保護費。これについても、今年度実施しました町内2箇所の遺跡試掘調査事業終わりましたので、そういった整理を予算でさせていただいてございます。尚、共済費、臨時職員の分の不足がありますので、若干お願いをしてございます。53ページですが、考古館費であります。考古館費、修繕料200万落とさせていただきました。これ竪穴式住居の分ですが、自前でなんとか補修をしまして、なんとか使えるというようなことで落とさせていただいております。

それから、保健体育費であります、保健体育施設費です。委託料につきましては、若干これまで、体育施設の利用者の増がありまして、委託料の若干の増額はございます。それ以外はまあ、整理予算でございまして。

54ページですが、給食センター費です。給食センター費につきまして、若干あの、電気料、この施設、オール電化です。電気料の単価の増がありまして、若干お願いをしております。

以上、教育委員会の関係の予算を説明申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、災害復旧費の保健衛生関係の過年災害復旧費でございまして、これは水道の災害対応分、小川橋の水道管添架に係る部分の精算でございまして。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、54ページの一番下、農地農業用施設現年災害復旧費。工事請負費が795万6,000円の減額ということでありまして、これは花立堰の現場が県の河川工事に変更といったようなことがありまして減額となっております。次の

ページ、55ページにまいりまして、農地農業用施設の過年災害復旧費であります。社会保険料、若干の不足がありまして8,000円の増額をお願いしております。賃金、役務費については実績による減額となっております。負担金。県営事業の事業費が確定をしましたので1万8,000円の増額というようになってます。繰出金につきましては、集排事業特別会計への繰出金ということが減額となっております。それから林道過年災害復旧費であります。賃金、旅費につきましては、これは実績に基づく減額ということでもあります。それから委託料につきましては、測量設計委託料ということで、その下、工事請負費で2億200万ほどの増額となっております。国の補助金、大幅に予算が補正になっておりますので、それに伴う工事請負費、そしてその工事を実施するための測量設計委託料ということで、委託料、工事請負費が増額といったような形になっております。それから負担金につきましては、他県の応援職員の派遣がなかったということで減額といったようなことになっております。続いて56ページにまいりまして、補償費50万円ですが、工事実施が次年度にずれ込んだということで、物件補償につきましても次年度実施をしたいということで減額でございます。それから償還金、林道災害復旧事業費の補助金の精査返還分ということで3万2,000円の減額と、そのようになっております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、公共土木施設の災害復旧でございます。現年災害復旧費の工事請負費の減額でございますが、昨年11月の台風26号災の手戻り分。これにつきましては24年の繰越事業の分に組み込まれるということで減額をしております。過年災害復旧費の工事請負費の減額につきましては、現在行われております黒谷川との調整によりまして工法変更による減額でございます。よろしく申し上げます。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 続いて、情報通信基盤の過年災害につきましては、財源内訳の補正でございます。

57ページ、公債費。元金につきましては臨時財政対策債の繰上償還分4,000万を計上しております。長期債は利子分の減でございます。

以上の予算を編成するにあたりまして、予備費3,199万9,000円を減額して予算を編成したところでございます。

58ページ・59ページは給与費明細書でございまして、それぞれ特別職、一般職の表となっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、昼食のため、暫時、休議いたします。

午後 1 時 1 5 分から開議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前 1 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 1 4 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

6 番、鈴木征君。

○6 番（鈴木 征君） 先ほどあの、提案理由の説明、総務課長よりお聞きしましたけれども、今回の3月の最終補正で5億1,700万の追加をして総額77億7,400万という数字を出されましたけれども、今回は3月のみだけで5億1,700万と。今年の当初予算では62億6,600万、当初で取っておりました。そこで、結局、今回は5億1,700万であるけれども、6・9・12、そして全部を含めると1億5,884万という大型な補正になったわけでありまして。そこで、歳入あって歳出を組まれるわけですが、歳入関係について5・6点質問したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

まず町税でございますけれども、当初では1億1,700万取られて、今回1億3,200万になっております。まあ3,121万4,000円、当初よりも伸びているわけでありまして。そこで、ベテランの予算を組んでおられる担当課長、総務課長にお聞きしたいんですけども、この町税で伸びているのは、まあ要因でありますけれども、いかがなものかなと。いかがなものかなというのは、本来だと前年度の実績でその98パーセントとか、7パーセントとかって組まれるわけですが、その点、増額になった分の1,310万8,000円の増についてのご説明をいただければなというふうに思います。

次に、町税であります。固定資産税も当初よりも相当伸びております。この固定資産税は一般分と大規模分ありますが、一般分ではなかろうかなというふうに、まあ私、昨夜、いろいろのところひんむくって見てみましたけれども、その、今回、3月補正で237万の伸びを出しておられます。その点と、それから11ページの地方交付税であります。この地方交付税は何故聞くかという、やはりこれは県支出金、そして歳出の影響する、つまり連動

するわけでございますので、交付税についてお尋ねいたします。当初では2億3,000万でありました。結局、地方交付税は2億2,100万の交付税が入ったわけでありました。交付税はたしかに4月・6月、あるいは10月・11月と、特交は12月か、入ると思いますが、この補正では、今回、特交で1億2,000万ばかり増となっておりますけれども、この普通交付税で2億4,000万、特交で2億2,100万の当初より伸びているという内容をご説明願いたいと思います。

それから、分担金の農林水産関係でございますが、当初では20万取って、そしてこの説明欄には農業基盤整備促進事業分担金20万と、当初で取ってあるわけですが、今回の補正で農地災害復旧工事の分担金として載っております。これはあの、6月あるいは9月・12月の補正された内容であろうかなというふうに思いますけれども、今回初めてこの災害の関係で載せられたのか。何故この説明欄が変わったのか。事業の変更があったのか。その点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、12ページの使用料及び賃借料の関係ですが、手数料の関係ですが、土木使用料。これ実績で上げられたと思うんですが、結局、今回、3月に96万7,000円の減額が見られております。これはたしかに減額は上ノ原の2棟、蒲生原の1棟の3棟分、プラスというのは新町に現在入っておられる人の関連があるのか。関連があるのか、そこをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、12ページの後段であります。国庫支出金で民生国庫負担金であります。この総額には当初と変わりなくて、補正では335万4,000円の減額となっておりますけれども、いくら見てもよく理解できないものですからお尋ねいたします。障がい者の福祉負担金は、普通の国庫補助金あるいは国庫で2分の1、そして県で4分の1、町が4分の1というふうになっておるとは思います。この計算をしてみますとどうも理解できない部分がありますので、この国・県あるいは町、そのほかに個人負担が、該当者の負担があるのかお尋ねしたいと思います。

それから、13ページの一番下段の土木国庫補助金であります。住宅費の補助金で、当初は6,622万8,000円取っておられました。まあ、それが今回、637万3,000円の減になるわけですが、これは事業実績から出されたのか。精算でなったのか。その辺、ちょっと変わっておるものですからお尋ねいたします。

最後に、14ページの消防国庫負担であります。当初はゼロであります。今回初めて載った数字でありますけれども、大変な金額でありますけれども、私その、ネットワークは

わかりますけれども、強靱化事業補助金、強靱化補助金というのが先ほど説明されたこれですか。それではわかりました。まあこれについては、先ほどの説明されましたけれども、地図なんばあり見えて、耳のほうさ、別のあな、入らなかったものですから、お尋ねしてみたいなと思って、昨夜はこれ、メモをしたわけでありまして。あとは県支出金は国庫と連動して、町負担金があつて支出が組まれるということでしょうから、今、7点ほど申し上げましたので、簡潔にその仕組み、何故こんなに増えたのか、何故こうして減ったのか、お尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） ただ今ご質問いただきました町税についてまずお答えをさせていただきますと思います。個人町民税であります、議員おっしゃったとおり、個人町民税につきましては、課税状況調べ等、前年実績に基づきまして、翌年度予算、想定をして編成をさせていただいております。それが25年度当初1億1,700万円余り。その個人住民税、確定が5月末であります。それによりまして6月、納付書を発行させていただいておりますが、その分の補正、実績に基づきます補正を9月にさせていただきました。その時点で1,300万円程度、増額補正をさせていただいたわけでありまして。今回であります、併せまして最終的にさらに184万6,000円、その間の修正申告であるとか、様々、見込まれますものを今回補正をお願いをするものであります。これにつきましては、前年対比の増分であります。災害復旧事業等の進捗によりまして、町内、給与の収入の増があった方がいらっしゃったということが一番大きな要因かなと思います。併せまして被災の回復、こういったことによりまして事業所の所得等も増えまして、それが社員等に配分をされたということもあろうかと思っております。併せましてあの、一昨年、23年分ですと雑損控除等ありました。それがあの、24年所得の申告でなくなった分等も若干は影響があるのかなというふうに思っております。増額の主な要因は災害復旧事業等、あるいは被災の回復による給与所得の増というふうに考えております。

2点目の固定資産税についてであります。これも議員おっしゃっていただいたとおり、一般分であります。大規模償却資産分につきましては、100パーセントの納入が見込まれております。しかしながら、残念ではあるんですが、一般分につきましては滞納分等の発生を想定しまして、若干、その分を割与として予算化をさせていただいております。今般、3月会議にあたりましては徴収努力によりまして、割与として想定していたもの、これのうち収入となったものについて237万円ほどお願いをしたという状況でありますので、よろしく

お願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） それでは地方交付税の関係についてご説明いたします。地方交付税につきましては、先ほども説明の中で申し上げましたが、普通交付税につきましては確定しまして24億175万6,000円でございます。そして、今回、普通交付税分がお願いしておりました211万円につきましては、例年ですと7月末に確定するんですが、国の税金が伸びたということで211万円分きたということであります。特別交付税につきましては、基本的には12月と3月の2回交付になることになってまして、12月分のみいただきました。1億4,500万円いただいておりますが、そのうち9,100万ほどが連年災ということで、23年7月の豪雨災の関係の過年災分ということで、その部分がみえてあるということがございます。そういった状況がありまして、特別交付税を全て年度当初からよむのは難しいということがありまして、まだ、もう少し伸びてほしいということで、今回、1億2,000万みてますけども、今般の山梨県とか、埼玉県秩父地方とか、という豪雪の影響もありますので、そういった全国的な自然災害等に左右されますので、そういった状況も見極めた上で今般、特別交付税、震災分は別として1億1,000万を見込んでおるということとでございます。あとは地方交付税につきましては、昨年も、平成24年度も、普通交付税は24億円台、22・23年度も22億円台の確保をしまして、最近で低かったのは三位一体改革等がありました平成19年度が19億円台ということがございました。あと特別交付税につきましては、昨年度、24年度は5億8,000万。23年度は災害の発生年でありましたが、9億1,700万。あと22年度以前は2億1,000万台を確保しておりまして、これまた最近では低かったのが、先ほどと同じ平成19年度が特別交付税が1億5,000万であったという経過をたどっております。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 続きまして、11ページの分担金及び負担金。その中の農林水産業費分担金についてお答えさせていただきます。まずあの、農地災害復旧工事分担金というような項目になっておりまして、こちらにつきましては、9月補正でこの予算項目、補正をいただいております、196万9,000円の補正をいただいております。で、それが今回、工事实績によりまして減額ということとありますけども、事業箇所としましては、和久水路というところとかぎかね水路、柳原堰、この3箇所の工事を行う。それに対して工事費の2分の1を地元負担、分担金というような形で納めていただくというような制度にな

っております、その金額が103万2,000円ということでございましたので、その差額93万7,000円を今回減額をお願いすると、そういったようなものでありますのでよろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず12ページの土木使用料の公営住宅使用料の100万円の減ということで補正をお願いしています。住宅使用料につきましては、まあ、昨年との見合いで計上をしておりますが、途中で退去された方等ございます。それから募集かけるまでは修繕等の期間がありますので、その期間は収入がありませんので、その分もございます。あとひとつ、丸々一年空けておきますのは、仮設住宅に入っておられる方の分一つは確保しておかなければなりませんので、それが丸々空いておるといふような状況でございます。そして、本日、黒谷の特公賃、沖下住宅一つは募集、今日は抽選がありました。その分も修繕の期間が空いておりますので、まあ、その部分も含めまして途中退去の方々もありますので、その分に減になってございます。13ページの一番下の土木費国庫補助金。これ、社総協の部分でございますけども、今現在、克雪対策事業をしております。それを社総協に該当するよう、国の国庫補助事業に該当するよう申請をしまして該当になりました。これは事業費の2分の1が補助ということになっております。当初2,000万が2,300万ということで、2,300万が認定になった金額でございますので、当初より300万の2分の1、150万が増になっております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） ご質問の12ページ、13ページになりますか、12ページと13ページにまたがりますが、国庫支出金の民生費国庫負担金。障がい者の福祉費負担金。これの国の分、それから次ページ、14ページの県支出金の民生費県負担金、障がい者福祉費。これについては議員おっしゃるように国が2分の1、県が4分の1、あと一般財源で4分の1ということで、歳出の32ページになると思いますが、31ページ・32ページのほうに関係してきますが、歳出のほうで減額がなっております。通常は歳入あって歳出という、形でございますが、この介護給付費、障がい者の関係につきましては、いわゆる実績、これだけの利用実績があつて、それに伴いまして国の負担が2分の1、県の負担4分の1、町負担4分の1ということで自己負担分は含まれておりません。それから、今回、一番減額になっておるのが訓練等給付費就労継続支援。この部分がだいぶ減額になっております。対象者は約8名いらっしゃいます。この方が予定して、通常利用できる、施設を利用したかった実

績によりましてそれぞれの負担金が減額になったということでもあります。結局は利用実績によりまして、国・県・町の一般財源の補正の減額という形になります。それぞれの給付費、そういうふうな考え方によって実績により、各それぞれの負担が決まるという仕組みになっております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、鈴木征君。

○6番（鈴木 征君） 国の交付金、県の支出金については、その法にのって、流れで、説明されました。よくわかりました。そこで1点だけお聞きしますが、その10ページの固定資産税の、町税の固定資産税。これ、課長に聞きますけれども、私あの、24年度の決算を見ました。今ここに数字で、滞納者は何件あるとかは示されておられませんけれども、今年の9月には数字が出ると思うんですが、大変苦勞されて、去年の決算の内容を見ましたけれども、固定資産税は、まあ、この滞納は固定資産税が主だと思うんですよ。そしてずっと続いているように、弱者であり、世帯ではまあ、高齢者であり、年金暮らしであって、なかなか固定資産税も納められない人がただ多く、私はあの、24年の決算を見て、対象者は大体6人から10人くらいの間だなと。そして、執行停止をかけて、そして3年になって不納欠損にするという、そういう流れでやるほかないなというふうには理解したけれども、この流れは決して良いわけではありませんので、法に照らして、やはり米櫃さ蓋したあの、なんだ、封印した話もしましたけれども、やはり福祉面からいっても、やっぱり町はこういった人がどんどんどんどん多くなってくると、町も弱い人にはいろいろの支援をしているわけですので、担当課長として今までのような、まあ対象者は8人なり10人おるとすると、それを執行停止かけて、そして3年で不納欠損をするということは、前はこうした中身は議会での百条調査の中で、本当に容易でない人が納めていて、納めない人が得するようなことはあってはならんと。やはり、税はかけるとき、賦課するときに、公正公平に、賦課する前には調査をやるわけでありますので、調査する段階で納められない、ないものを賦課するといってきた、賦課したケースもあるわけでありますので、今の担当課長の2年の経験の中と、今後、何年、課長やられるかわかりませんが、どうでしょうかそれ。本当に容易でなくて納めている人、息子に送ってもらい、本家さ行って借りる、舎弟のどこさ行って借りる。そうやって納めている人と、長年経てば、督促の後、催告書を受けて、そして、ああこれはだめだなというような判断は課長がされると思うんですよ。そして担当課のほうに発議をして、合議をして、そして長の決裁を受けて、町長も固定資産税とか、様々の税については、困窮世帯ということで免除をすることもあるわけですので、その辺をやっぱり、しっかり、担当

課長が町長あるいは財政課長等に説明をしながら、方針を出していかないと、担当課長はいくら努力しても、この滞納の繰越は不納欠損で全部終わるといった形であるのではなかろうかなど。昨夜、24年度の決算を見ながら、そう思って、今日はどうしてもこの補正の中の固定資産税に対して触れてみたいというふうに思って質問したわけでありますので、担当課長の今後の取り組み、今まではこうしてきたけれども、こうすんなんねえんだというような考えがおありであれば聞かせていただきたいなというふうに思います。

以上で私の歳入関係の質問は終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 固定資産税の滞納についてのご質問であります。お話のありました中のまず一つであります。生活困窮世帯への課税、あるいはその世帯の滞納ということですが、税条例の中で固定資産税につきまして生活保護に該当なさる方は減免をすることができるということになってございます。つきましては、4月に固定資産税の納付書、発送をさせていただくわけですが、併せまして生活保護の方にはそういったご案内を差し上げていて、申請によりまして減免という手続きは取らせていただいております。それ以外の方々につきましては部分的な減免ということにはございませんので、災害等あれば別であります。公平な課税、適正な徴収ということで徴収努力はしてまいります。

もう1点、執行停止、不納欠損の関係であります。ご指摘のように固定資産税課税をさせていただきます。納税通知書をもって課税をさせていただきます。その後、納まらないと督促、その後には催告ということになります。それにつきましては、今現在、議員おっしゃったとおり、執行停止の処分をしている事例はございますが、これの主なもの法人であります。実は、町内に固定資産を有しまして、倒産をしてしまったというような法人。その財産が処分をされて、新たな方のもとに渡り、課税ができるのであればよろしいんでありますが、そうでない事例がございます。倒産なされたまま法人のまま物が残ることになると、そこに課税をせざるを得ないということになります。しかしながらあの、現に所有しているものということが課税の基本でありますので、所有権は移らなくても実際そこを使っているといったような事案がありましたら、使っていらっしゃる方に課税をさせていただいております。そういったことで、いくらかでもその課税の対象を増やす、あるいはあの、倒産なされた企業が持っていた土地について、いくらかでも固定資産税として入るような努力はしているところであります。しかしながら、やはりあの、倒産した法人の財産の処分、うまくいきませんで、それをそのまま持っているという例がやはり何件かありますので、それにつき

ましては今申し上げましたように課税をする、督促をする、催告をする、執行停止をする。そして3年で、おっしゃっていただいたとおり不納欠損するという流れになります。こういった、あらかじめわかりきっている事例につきまして、全国でいくつか事例があるんですが、わかりきっているものについて、あらかじめ課税をしないということができないのかなど。手続き上の話であります、今申し上げましたような手続きを踏むことになりますので、課税をしないということができないのかなということで今検討中であります。それができたらその分は課税をしないので、当然、不納欠損、執行停止、不納欠損にもつながら額とならないわけでありますので、そういった方向で額が圧縮できればなという点で検討している最中でありますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） まずあの、5ページです。繰越明許費です。このうちの総務費分で町勢要覧、国土利用計画、小水力発電事業。この三つについて明許の理由をお聞かせください。

それと、45ページ。土木費の公有財産購入費、土地の購入費で527万7,000円。これ、場所、ちょっと確認いただきたいと思います。二軒在家の道路の関係かどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、48ページ。無線LANの予算があがっておりますが、例えば、まあ、不測の事態が生じたと。河川が増水したと。カメラが、例えばその状況をとらえて、本庁、地区センター、いわゆる住民が直接避難される各集会の避難所。そこまでの一連の情報の提供がどういうふうに大きく今までと変わるのか。そしてまた、住民は逆にどういう情報が得られるのか。流れをちょっと、大きく変わる流れをちょっと教えていただきたいということが1点。

それと、同じく48ページ。教育費の給料。先ほどあの、次長のご説明ではシステムエラーという話で補正ということでございましたが、システムエラーとなると、ほかには影響ないのかどうか。この内容をちょっとお聞かせをいただきたい。

それと、52ページ。まあここにあの、上段にですね、スキーシーズン券の、いわゆる購入補助金の減額補正が出ております。まああの、これ雪崩との関係があったのかどうかというようなことと、その雪崩の対策について見通し等をお伺いをいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課等。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 最初に5ページ。繰越明許費の3点について申し上げます。

まず町勢要覧更新事業につきましての315万円につきましては、今度あの、新年度、機構改革等がございまして、そういった名称、組織、そういったものの変更も出てまいりますので、そういった関係で繰越明許をお願いしたいとするもの。国土利用計画につきましては、現在、町全体の計画と、あとは只見地区の計画と、地区計画作ってます。夜、地区センターで只見の区長さん方、また役員の方、住民の方、集まっていただいて、何回かそういった懇談会、意見交換会やっただいております。そういった中でまだあの、全て策定されておられません。追加でこの前、アンケート調査はありましたけども、そういった関連事業もありますので、まだまとまってないということであって、繰越させていただきたいと。あと小水力となっておりますが、これは実はあの、2月末の議会で可決いただいた軽水力発電機のことです。それは、購入の予算は可決いただきましたが、実際、実行されるのが新年度ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 48ページの防災用無線 LAN ネットワーク整備工事に関して申し上げます。午前中の説明で、若干、簡単すぎたところがありますので補足をさせていただきたいと思いますが、国の補正予算が確定を2月3日にしまして、その後、公募ということがございました。只見町はその公募に今申請をしているという状況であります。その公募に申請した額、これが総工事費、マックスになりますが、工事費として3億53万1,000円ということになります。このうち補助対象事業費が今の想定ですと、概ね1億6,000万程度、国の担当者との間ではお話がありましたが、その後、もう少し伸びそうだといいことで情報はいただいております。内示が今日か、明日かということで待っている状況ではありますが、今日あたり内示があるのではないのかなと思います。それによって補助金はもう少し増額になるというふうに想定をしております。その後、内示があった後に本申請ということになります。本申請にあたりましては、また議員の皆様にお示しをしてご協議をいただきたい部分もあると思いますので、よろしく願いをいたします。

ご質問の LAN、カメラが設置されてどう変わるんだということでもあります。カメラが設置されますと、当然、町でも、本庁でも見れますが、集会施設でも無線 LAN を通じて、そういった機器、パソコン、あるいはスマートフォン、こういったもので見れるようにしたいという計画はございます。まあ技術的なこともございますので、今後、検討してまいります、まあ一番は、変わる点、防災の折の防災通信手段の多重化ということで申し上げてまいりました。防災無線が途絶した折であっても、無線 LAN は活着しているということで、いろいろ

情報通信が途絶えないように、相互補完する意味での活用が防災無線 LAN、一番重要な使い道なのかなというふうに思っております。まああの、そのほかにもカメラ等つけますので、カメラにつきましては見れるようになるというふうに想定をしておりますが、最大限利活用してまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 45ページの公有財産購入費ですけれども、この路線名のお尋ねですが、これは、県道大倉・大橋・浜野線から分岐する、二軒在家で分岐する小林・塩ノ岐線の改良時。そしてあと十島線の改良時のものがございます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） 教育費のご質問。まず48ページの事務局費の給料っておりますが、今回50万5,000円ということで、実はこれあの、給与計算のほうは総務班のほうで行っております、この補正にあたりまして、実はあの、システムエラーで当初あげておかなければならなかった金額が不足を生じていたということで、今回、補正であげるしかない。ついては、ほかには影響あるということは聞いておりません。ですので、教育費の給与だけの補正でございます。

それから52ページの扶助費であります、すみません、負担金、補助金ですね。スキーシーズン券であります、これについては準要保護に該当するご家庭に、年内に、その年、年内にその紹介をいたします。ですのであの、また年内に紹介するというのは、年内にシーズン券を買うことによって割安に買えるということもありますので、そこで希望を募って購入をしておりますので、そのシーズンに必要な家庭については、その年内に購入をされておりますし、今回あの、雪崩ですが、雪崩、2月の16、土曜日、実は翌17日に町民スキー大会を予定しておりましたが、16日の午前中にその雪崩が発生してございます。そういった状況から、急きよ、町民スキー大会というのは中止をさせていただきましたが、その後、またあの、専門家の検証というか、現場を見ていただいて、復旧しておりますので、その後はまたスキー場を利用できているという状況であります、雪崩対策という分については産業振興のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 只見スキー場の雪崩の件でありますけれども、2月16日に山頂部分の雪崩が発生をしまして、天候が安定するのを待ちまして、翌々週の月曜日に現地での確認を行っております。で、その際には南魚沼市の方、来ていただきまして、その方の、

今年、スキー場のスタッフが雪崩関係のその講習会、雪崩対策の講習会の際の講師をされていたという方で、雪崩パトロール等々、雪氷関係の対策に関するプロの方に来ていただきました。で、その方と町産業振興課、それから県の農林事務所の治山担当の方、それからスキー場のスタッフということで現地に集まりまして、まずはその再発の可能性があるかどうかというようなことを確認をしまして、その時点でその再発の可能性は極めて低い、まずないであろうと、そういうようなお話をいただきましたので、現場での点検の翌日、リフト営業を再開をさせていただいたところでありまして、それからあの、今後の対策というところでもありますけれども、今回の雪崩については、非常にその、異常な雪質であったというお話をされておられました。まあ関東方面、大雪になったようなんですけれども、従来の只見の雪質とまったく異なった雪が、その表層とといいますか、降ったということで、そこで滑り面ができて雪崩が発生をしたと、そういうような説明を受けております。スキー場の雪崩止めに関しましては、リフトの上に雪崩止めの柵が、過去3度ほどの工事の中で設置をされておまして、それについてはあの、全層雪崩を予防するものということで、全層雪崩対策はできていると。ただしその、雪の降った量が非常に多い、多くなりまして、その雪崩止めを超えるほどの状況になった時に、今回のようにその、非常に雪質が変わった雪が降ると表層雪崩の可能性があると、そういったようなお話をいただきました。それについてはその場ですぐ解決策というわけにはいかなかったんですけども、県の農林事務所、治山担当の方も含めて、技術的なもの、工法的なものを含めて、検討をしていただくということで、またその具体的にこういう工法がありますという段階に至っておりますけれども、何らかのその、表層雪崩を止める工法がないかどうか、そういったところの検討をお願いしている最中でございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 雪崩につきましては前に進んでいるという理解でよろしいんですね。よろしく願いをいたします。

それと、冒頭にお伺いしました繰越明許でありますけれども、本来は、勿論、単年度であります。で、まあ、先ほどのように、組織変えがあったとか、災害があったとかということであれば、これは当然、この繰越の対象になるわけでありまして、本来、単年度で始まるもの、例えば国土利用計画については、全体計画と只見計画があるんだと。要は間に合わなかったということではなかろうかなというふうに思います。まあ、詳細はまだ、今初めてお聞きしましたので、本当のところはわかりませんが、やはり全体的に非常に増えているなという感じが

あります。ですから、これはやっぱり、この年度、独立といいましょうか、単年度の原則をやっぱりなるだけ守っていただくべきだなという意見を申し上げて質疑を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 何点か質問させていただきます。

21ページの町長交際費ですが、これあの、当初見ましたら85万円と。今回30万円減。で、町長さんに直接伺いたいと思うんですが、12分の1の意見として聞いていただきたいんですが、私はあの、やはりあの、55万、どういうふうにお使いなのか、云々かんぬんは私は一切申し上げません。ただ、4人の常駐の医師の確保であるとか、無線のネットワークだとか、やはり、只見町にはいっぱい、その町民が希望するものがいっぱいあると思います。私は、あの、まるっきり逆なお話をしますが、もっと交際費使っていただいても私は良いというふうに思います。是非あの、町長さん、あまりこういったことに、議会から意見が出るのかどうかわかりませんが、私の意見としては、もっと交際費使って、そして、やはり、コミュニケーションのひとつは、やはり交際費も私はあると思いますので、そんな意見をひとつ聞いていただきたいなというふうに思います。

次に、39ページの委託料。これが放射性物質の調査業務委託料ということで280万8,000円というのが減になっております。で、これ、一般質問でも申し上げましたが、やはり、なかなか大変な仕事だなというふうに思います。まあ昨年、たしか非破壊型の検査機を導入するといったお話があったんですが、まあ新聞なんか見ますと、その精度がいまひとつだといったような情報もありました。でまあ、今年になってからは、なんか、県で1台ずつ、非破壊型の検査機器を導入するといったような新聞報道もありました。そこでまず伺いたいのは、この委託料の減がどういうものの委託料だったのか。そしてまあ、予算とったからには、やはり目的があってとったと思いますので、まあそういったものが支障なかったのかなということを伺いたいと思います。

で、49ページの教育委員会の備品で、スクールバスが、要は買われて精算されたということであります。で、私あの、よく、まあ何回か前の議会でも申し上げましたが、やはり、こうしたスクールバスが国交省の補助金かなと思うんですが、それ以外にもやっぱり優良な起債が使えるということであれば、私は毎年、要は今どのくらいスクールバスがあるのか、ちょっとわかりませんが、やっぱりあの、スクールバスについても、それから重機のタイヤドーザですか、ああいったものについても、私はやはりあの、そうした補助金があるんであ

れば、やはりお借りしているよりも自前で運行されたほうが良いんでないかなど。特にスクールバスなんかは私はそう思いますので、そうしたあたりがどうなのか伺いたいと思います。

で、ちょっとあの、順序逆になってしまったんですが、47ページのLANのネットワーク。これで、こうした図面を、こういったところで見られるんだよというお話でした。で、私はあの、やはりあの、23年7月の災害の時点で、ダム放水が、要はどのくらい、この災害の中で、保養センター前の合流地点でダム放水がどういう形で影響したのか。今でも電源開発さんのほうと地元の町民会議のほうは、やはりその議論が、もう、会う度にしております。ですから、私はあの、是非、この中にあるのかどうかわかりませんが、保養センターのちょっと下流から合流地点、できうれば旧黒沢橋ですか、あっちから常盤橋まで見える角度でカメラをセットしていただきたいなど。そうすれば、ほとんど、集会所とか、そういったところで、やはり見るのには、大変私はその地点が一番ベターでないかなというふうに思います。

以上、伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 町長交際費の件であります。議員おっしゃりたいのは、町長、ひとつの町の顔として、もう少しいろいろと活発に動けということかなと思って聞いておりましたが、当然あの、交際費ばかりでなく、いろいろな形の中でも、本当はお金は使わせてもらってますけれども、十分、そういった意を踏まえまして、今のこの現状の中での、ひとつの大きな、やっぱり、ひとつ交際といえば大事な役割だろうと思いますので、そういったことは、まああの、遠慮とか、そういったことはありませんけれども、十分意を踏まえてやってまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 39ページの委託料、放射性物質調査業務委託料の280万8,000円の減額についてであります。この委託業務につきましては、消費者行政活性化交付金事業対象ということで、まあ100パーセントの補助をいただいている事業になっておまして、消耗品費であるとか、検査員の人件費、そういったものが対象になっております。減額の要因としましては、単的に申し上げますと、検査実績が大幅に減っていると、そういう内容でありまして、自家消費食品の自主検査のために検体を持ち込まれると、その検査費用を委託をしていると、そういう内容になっておりますけれども、検体の持ち込みが減少しているというようなことがございまして、これにつきましては、以前に比べまして希望

者が減っている、一定の、ほとんどの食品の一定のデータの蓄積がなされてきたというふう
に思われることから、その検体の持ち込み、そういったような行動が落ち着きを見せている
と、そのような状況かと思っております。そういったこともありまして、検査費用が余って
きたということもありまして、今回の減額となっておりますので、よろしくお願いをいたし
ます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 無線 LAN ネットワークに関連したカメラの件についてご説
明を申し上げます。おっしゃる付近であります、一番近いということになると、現在、想
定は館ノ川の集会所付近に設置をして、黒沢橋の方向を観察をしたいということで想定はし
てございました。議員おっしゃる合流点ということですが、これにつきましては県に、
南会津建設事務所、山口土木事務所等と会議をする機会がございます。事業調整会議という
会議でございますが、そういった折に、柴倉橋に被災後に設置をしたと。あるいは西谷に設
置をしたといったようなものと同種のものの設置を今要望してございます。それを県に強く
今求めて、ほかの機械もとらえてであります、強く要望をしている状況であります。そう
いった設備になりますと、単にカメラということではなくて、河川、河床の絵が書いてあつ
たりして、流量がどのぐらいといったようなものがわかるということになりますので、そう
いったものの設置を、議員おっしゃる地点については県に求めているということでご理解を
いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） スクールバス購入に関しましてのご質問にお答えしたいというふ
うに思います。今回あの、スクールバス、先ほども説明で申し上げました平成12年式の2
9人乗りのバスです。購入価格657万2,000円。今回その請差分を減額補正をさせて
いただきました。13年経過したもの、今回あの、安全安心なスクールバス運行というよう
なことで購入をさせていただきましたが、また一方ではスクールバスの有効活用という意味
も含みます。それから、財源的にも、これは過疎債を使用させていただいておりますが、そ
のほうが有利だというようなことで、その使途も含めましてその財源を充てて購入したも
のでございます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田君。

○2番（藤田 力君） 町長から、交際費は遠慮しないで使っているというお話がございまし
た。なんていいますか、民間の感覚から言えば、少なくとも100万位は、私はお使いにな

ってもいいんでないかなと、参考までに感じたことを申し上げます。

その次に、放射性の物質の調査委託料なんですが、これにつきましては、持ち込みが減ったということから、その委託料が、要は減ったというお話がございました。で、私はあの、一般質問でも申し上げましたが、やはりこれ、産業分野なのかなというふうに思いますが、やはり、ウグイとですね、ウグイと野生きのこ、やはりこれの回復のためには、やはり私は、少なくとも、少なくとも3年くらいはかかるんでないかなというふうに思います。それを、やはり短縮してやるためには、それこそ、プロジェクトチームのようなチームをつくって、採取しては検体を取り、そしてそれをデータとして加えて、農林水産省、最終的には厚生省に持っていかなきゃならないといったような仕組みなんだそうですが、そうしたことについて、産業振興課長のほうだと思んですが、まあ、そういうその、対応をされるのかどうか。決意を伺いたいというふうに思います。

で、LANのネットワークなんですが、まあ今、課長からお話いただきました。やはりあの、差支えないようお願いするという事だけでは、私はちょっと、なんていいますか、もうちょっと、なんていいますか、もうちょっとこう、確実な答弁がほしいなというふうに思います。ということはやはり、先ほども申し上げましたが、あそこの地点が、やはり一番、下流域に与える影響も、あそこの地点で、私は前回の災害はとらえられたなというふうに思っております。

そして最後に、スクールバスですが、まあ、やはりあの、継続的に、計画的に、やはりこういういったものは、それこそ、国交省でなくて文科省ですか、まあそういった補助金ももらいながら、是非、新しいバス、新しいブルドーザー、そういったものを計画的に私は整備されるよう希望しております。

答弁していただくのは放射能のことで、あとはLANのことであります。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 放射性物質の影響によりますあの、出荷制限等について、天然ウグイ、それから野生きのこの解除に向けた取り組みでありますけども、今回の補正予算で減額をしております分は、これについてはまずあの、自家消費のための、自家消費食品の自主検査といったような部分でありまして、この検査自体はいくら実施しても解除にはつながらないと、そういったような検査になっております。それからあの、解除に向けた検査としましては、あくまでもその県のサンプリング検査による検査結果ということでありまして、

それについてはあの、検体の提供等、まあ情報提供もして、これまでもやってまいりましたけれども、今後も継続をして、積極的にその検体の提供はしてまいりたいと、そのように考えております。現実問題として、その45種全てかかっておりますので、実際にその45種のきのこが採取できるかどうかということも、かなり、極めて難しい状況もありますので、現実的にその、全ての検体を提供できるという可能性は極めて低いわけでありますけれども、そういったそのサンプリングの実施とともに、やはりその制限、規制の解除のあり方についても、改めて国・県のほうに意見をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） カメラの件であります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、一番適当な位置に、適当な広角の範囲で映るもの、これを、まあ、流量わかれば一番良いわけでありますが、流量計もしくは標識等で、どの範囲だとわかるものの設置を併せて強く要望してまいりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、課長申し上げたように、その放射線に向けたその取り組みですが、可能な限りのその検体、自分たちの、その採取して、検査していけば、最終的には解除に向けては県のサンプルということではありますけれども、その調査を継続するということは、全部の検体できなくても、この只見町の地域としての流れや、その検収する値値というものを、変化等々は十分把握できるはずでありますから、そういったことも踏まえながら、そして且つ又、先ほど言ったその、今の、解除に向けた今の厚生労働省あたりのそのシステムとか、制度に対して、これは別途の角度からやっぱり申し上げていくということを今、ここではまあ、一般質問の中でもたしか申し上げましたとおりですから、そういったことで尚一層の努力はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、石橋明日香君。

○9番（石橋明日香君） 48ページの防災無線LANネットワークなんですけれども、もし、既に説明いただいている、聞き漏れていたらあれなんです、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、このシステム全体は、何かその、避難所等々、このアクセスポイントなり、ないしは各家庭に、特定の端末を置いて、そこ間でセキュリティをかけて、そのWiFiで繋がるっていうのではなくて、全町的にセキュリティフリーで、例えばその個々人が特にWiFiルータとかを持ち歩かなくても、携帯電話とか、そのタブレットですとか、パソコンと

か、そういったもので、もう自由に WiFi 利用ができるようになる、いわゆる東京の地下鉄で利用者が自由に繋げられるような感覚で、もう町内の、有線でしか繋がらないところは別としても、ほぼ網羅的に町内で WiFi が使える環境になるってというようなイメージでいいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 残念ながら後段のイメージではございませんで、前段のほうになります。WiFi 無線 LAN アクセスポイント、41箇所想定をしておりますが、その範囲で、いわゆる建物の中であるとか、3・40メートルの範囲で、その部分がフリーなスポットになるということでありまして。セキュリティ面のパスワード等は入れてアクセスするか、それについては今後、検討していく予定でありますので、ご意見等、ちょうだいをできればというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、石橋明日香君。

○9番（石橋明日香君） わかりました。そうすると、それとは別に、特定の何かその、端末モニターみたいなのがあって、その間でやりとりできるみたいな、何かビジュアライズされるような画像まで出てきてっていう、そういう端末を置くわけではなくて、単なるアンテナ同士のやりとりで、端末自体は個々人の持っている端末を利用するということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） まあ、今の時点では、議員おっしゃるように、端末は個人のを活用したいということでありまして。しかしながら、昨日も多範な利活用と、一昨日ですか、一般質問もいただきました。そういったこともありますので、今後そういった面については、関係各課と協議をしながら、広範に活用できるように検討してまいる予定であります。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、石橋明日香君。

3回目です。

○9番（石橋明日香君） 最後にもう一つ確認なんですが、このポイント、半径何メートルぐらいが利用可能な域なのかというのと、あと、この中継点近辺でも受信できるのかしら。その2点だけ。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） フリースポットとなる範囲であります。建物であればその建物内程度。あるいは地区集会所、想定しておりますので、その中は大丈夫と。あるいは只

見地区センターのような、とか朝日地区センター。その中にはその中ぐらいは大丈夫ということと考えております。あと中継点につきましては、まあ中継点が WiFi のスポットになっていけば、そこはそういうことになりますが、中継点については WiFi のスポット設けないとフリーにはならないということで今のところは想定してございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 今の防災用無線 LAN ネットワークの 3 億 5 3 万 1, 0 0 0 円と、委託料のネットワークの分の事業費の財源内訳のうち、復興基金で 1 億 6, 0 0 0 万というふうに充てられております。これはあの、議決に付する書類ではなくて資料の分としての説明というふうに理解しておりますが、まあ、この前、つい 2・3 日前のその一般質問の中でも、復興基金の使い道あるいは制度的なその、住民に対する説明ですとか、一般質問にも様々出ておりましたが、民間復興、いわゆる産業支援という具体的なものが決まりをつけないうちに、こうしたその無線 LAN ネットワーク、当然、自治体が装備して当たり前だという部分に対して、この復興基金を使うことについて、ほかの選択肢はないのかなというふうな伺い方ですが。といいますと、じゃあ、どういうことだといいますと、その、平成 2 4 年度末の、おそらくこういった建設装備で、電気建設装備あるいは土木建設装備に利用できる基金としては、地域振興基金というものが条例を見る限りでは、これがまあ、6 億 7, 1 0 0 万。これ、2 4 年度末の残ですが。それから財政調整基金なんかは特にそうですけれども、1 0 億 1, 7 0 0 万という巨額な額であります。こういう巨額、二つ合わせますとまあ、1 7・8 億になるわけでありまして、こういう基金を持ちながら、何故、まだその、十分、復興に、住民合意というか、住民が納得されていない、もう少し説明が必要ではないかと思われる今の時点で、その復興基金に手をお付けになるのか。ほかに選択肢があるじゃないかという言い方ですけども、これはどうお考えですか。この基金の取り崩しをして、まあ、充てるということですが、優先順序としてまず地域振興基金、その次が財政調整基金ということでありながら、何故、今この、皆さんが復旧復興に関してジクジクしている状態の中で、こういったものに 1 億 6, 0 0 0 万。9 億円しかないものの中から 1 億 6, 0 0 0 万使わざるを得ないのか。ここの説明をひとつお伺いいたしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 今の 1 番議員のご質問の趣旨を私なりに受け止めさせていただくと、無線 LAN の整備事業そのものは理解しているけども、その財源内訳といいますか、

そのことだろうと思います。その質問の趣旨は分かりました。で、その上でお答えいたしますが、まず今回、豪雨災害復興基金の中には、まあ、生活再建は勿論ありますし、あとは産業振興、地域活性化もございしますが、同じく防災ということも県のほうからも示されておりますので、端的に申し上げれば、防災というのは、生活再建資金は急ぐということでやりますけども、併せて防災は、次に急ぐべきものだということで、その基金の用途に合致するというので、今回、その基金を繰入させていただきたいということでございます。あとはおっしゃるように財政調整基金とか地域振興基金。地域振興基金も1億円の積立をお願いしておりますので、そういったものは様々ございますが、全てそれは、その地域振興だったり、様々なこういった政策の中で使わせていただく基金でございますから、その、それぞれの基金を取り崩して使うときにはまた議会の皆様にお諮りして、全てご審議をいただくわけでありまして。今回は豪雨災害復興基金というのはその基金設置の目的に合致してまして、その防災面は急がれるべきものだということで、先ほど2番議員からも、只見川と伊南川の合流点付近、大変心配なさるご意見もあります。そういったことも含めて、この基金はそこに充当していくと。この範囲内ということで考えておりますし、昨日でしたかな、一般質問の中でもありましたが、このあと、頑張る交付金というのも今、出てくる状況もありますので、そういった中でさらにこの金額がより精査されたものになってきますので、そういった補助金が期待できれば、またその基金の繰入額も変わってきますので、そういったことも含めて是非ご理解を賜りたいと思います。

○1番（酒井右一君） あれ、肝心の中身が答えられていませんが。補足で、1回目の質問として認めていただいていいですか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、補足。

○1番（酒井右一君） 要は、財源内訳の基金の貼り付けのことでありますが、なにも復興基金を充てなくても、今申し上げましたように、この中をよく読んでみますと、おそらく使えるではなかろうかという基金が、まあ、地域振興基金なり、財調にあるわけですが、7番議員なり、2番議員なり、一般質問でもありましたけれども、民間復興の中で、まだこの復興基金に対して、非常に期待感を持っておられる中で、十分な説明がされておらないこの復興基金の使い方について十分な説明をしておらない状況の中で使うということについての説明が、説明を求めたわけでありまして、それは第一番目の質問としてお答え願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君）　まず今回の事業、先ほど町民生活課長から説明ありましたように、今、総務省のほうに直接持ち込んで申請をしてますので、近々、内示をいただけるものというふうに期待して予算措置してますので、このタイミングを逃してしまうと、事業そのものの話ですが、国の補助金がもらえないと。まったくその分、持ち出しになってしまうということで、この時期は逃したくないということがまず一つあります。

あとは豪雨災害復興基金のことですが、そういった防災面に豪雨災害復興基金を繰り入れて充当することは目的に合致しているという判断でお願いしているということでもあります。あともう一つは、豪雨災害復興基金というのは、平成26年度をもってひとつの区切りになりますので、そういったことも含めて、総体的に考えてやっていきますし、地域の産業振興等につきましては、そういった豪雨災害復興基金を使うことも勿論できますし、今までも地域振興部分は地域振興基金を取り崩しして、議会の皆様のご理解を得て、様々な事業に充当してきたという過去の経過もございますので、それはそういった形で地域振興基金を使っていくということも、また今後考えられるものというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君）　1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君）　そうすると、まあ端的に言えば、今、住民の方々がまだ、復興基金に対して、幾多の期待を持っておられる中で、いわゆる、官需として使われると。LAN整備は官、官の需要でありますから、官需として使われるということに対して、これについては、既定方針通り、復興基金を使われると、躊躇なく使われるということで、今ここで確認してよろしいわけでしょうか。

それと回数の制限がありますので、今2回目ですので、明和地区センターの賃金の2万8,000円の、これはあの、今度の3月15日に行われるイベントに要する費用でありましようか。これまあ、大きな金額の違いがありますが、2回目の質問でお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君）　官需ってあれですか。甘い、受ける。

○1番（酒井右一君）　いやいや、官公省の官です。

○総務企画課長（渡部勇夫君）　官公省の官。そうですか。すみません。

まず、さっきあの、いただいた中でも、起債の話、どなたかからあったんですが、6,500万の起債。今回の無線LANの関係。どうしてあの、辺地計画の時でしたか。

○1番（酒井右一君）　消防の起債かな。

○総務企画課長（渡部勇夫君）　どうしてならないのかということですが、あれも、できれば

辺地のほうが、実質 8 割ほどですから。過疎だったら、実質 7 割補助。それが一番良いわけです。やっぱりそれは、担当者、県・国のほうにもあたってみましたが、やっぱり今回の無線 LAN は、例えば昔のあの、有線のやつとか、最近では光ファイバーまでは範囲が広がってきましたが、まだ国のほうの制度が無線 LAN まで、そこまでいいよというレベルになってません。もしかすると、将来的に無線 LAN が普通になってきて、無線 LAN も過疎債、辺地債いいよという時代が将来やってくるかもしれませんが、まあ今の過疎の計画は平成 28 年度で、28 年度で終わる計画なんで、その後、議員立法になるかどうかとも不確定ですけども、そういった事業があるということですから、そうなるそれが使えないということで、別の消防関係の起債使ってますけど、それも交付税措置がないということじゃなくて、5 割あります。5 割補助と同じです。だから、8 割・7 割から比べれば、勿論、

○1 番（酒井右一君） いや、それはわかったから、復興基金のことで

○総務企画課長（渡部勇夫君） すみません。話長くてすみません。

復興基金のことについては、そういったことですから、本来なら辺地・過疎が使えないものだけでも、町の独自の豪雨災害を受けた事情として、この無線 LAN 設備は必要だと。これをしていくことが流域で暮らす住民の方々の安心感とか、そういった具体的な行動に結びつく、とっても大事な事業だというふうに考えていて、それが豪雨災害復興基金の使途、防災に使っていいよという使途に合致しているわけですから、それと併せて使っていきたい。そして、その基金の使い方については、26 年度、平成 26 年度限りということになってますので、それを早く使っていったほうが良いわけですから、そういった考え方で、流域住民の皆様の安心安全のために使っていきたいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 明和地区センター長。

○明和地区センター長（横山加津也君） ただ今ご質問いただきました明和地区センター費の賃金 2 万 8,000 円ですが、これは今年度の明和公民館まつりの運転手の賃金としてお願いしたいものであります。

○1 番（酒井右一君） これからやるあなな。

○明和地区センター長（横山加津也君） そうです。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 本当は 2 回目の質問で出るはずの答えなんですが、3 回目にします。

要は、わかります。よくわかるんですが、非常にこう、強く、私、感受性が強いものですから、申し上げたいのは、被災された住民、それから被災された産業の方々、その方々が、ま

だこの復興基金に対して、様々な期待感を持っておられることは、新国議員から、藤田議員から、先ほどらいの一般質問の中からも浮き上がってまいりますし、それから、我々こう、そういった方々にインタビューをしてみましても期待感を持っておられます。そういう期待感。まだ何か使えるのではなかろうかと。そして26年度であれば、26年度、まだ一年間、そういった制度的なものをつくっていくという時間帯がまだあるんですが、それでも尚且つ、そういったものを考慮せず、いわゆる官公者の官需、官の需要を優先させていくのかと。官需がわからなければ、要は役場の事業に優先して使っていくのか。その辺に、感受性の強い私からしてみれば、もう少し住民側の配慮があって、住民側のその産業なり、民意が落ち着くまで、もう少し待っていただけませんか。その代わりに、この財源は、地域復興基金なり、財調なりを使って過ごせないかという意味であります。それ、本当に、もうありませんので、それです。

それと、あと一つは、先ほど石橋議員が聞いておられましたが、これ、ローカルエリアネットワークの件ですけれども、これ要するに、家庭用の端末を使ってという話がありました。ということは、私は勘違いしてしまいがちだと思うんですが、このローカルエリアネットワークで使って、この範囲外のものについては、いわゆる見れないということでしょうね。ですから、家庭用の端末であっても、あるいはここのWiFiの中で繋げてみても、このローカルエリアネットワークの中にパスワードをもって入ることはできても、これをひとつのステップにして、ワールドワイドウェブの中に出ていくということは、これは使えないわけですね。いわゆる東京とか、どこからでも使えるという話ですけれども。もっとわかりやすく言うと、このLANは、LANしか使えなくて、このLANを足場にして、外部に端末から出ていくということとはできないかということをお聞きしておるんです。

その二つです。もうありませんので。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 官需っておっしゃいましたけど、さっきは失礼しましたが、決してあの、これは前も、全員協議会の時お話ありましたが、これを例えば、役場庁舎の建設とか、そういったのに充てるわけではありませんので。その官需ということからいうと、役場庁舎を建てるとか、なんか、役場の直接の事務経費に充てるとか、ということではありませんので。ですから、あくまでもそれを官というふうに捉えればそうかもしれませんが、流域の住民の方の安全安心のために使うということなんで、そういった区切りはどうかかなど、正直思うところがあります。そして、今回は1億6,000万ということですので、

この後の補助金の伸びによってわかりませんが、1億6,000万は上限ですから。それ以上いっぱいということには予算お願いしてませんから。1億6,000万以内の予算だということなんで、そこをまずご理解いただきたいと。

あとは無線 LAN のこと、町民生活課のほうが本当は所管ですが、今回は国の補助金をもらって、起債充当で交付税参入してやるんで、なかなかあの、歯切れが悪いところがあるんですが、こういった整備をまずきちんとしてほしいと。そして、ここから先はあまり総務省には、楽々話せる話じゃないんですが、その先の展開はさっき、9番議員おっしゃったことを十分踏まえて、この中には持ってますが、今の段階では喋ってはたぶん、まずいだろうというふうに思ってますので、そこら辺も含めて、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

町長。

○町長（目黒吉久君） まあ、1番議員の、基金に関する、まだ住民理解というなり、いろんな意見があるということでもあります。それは私もわかっておりますが。それであの、今の防災無線 LAN に関しましては、今、課長が申し上げたとおり、これはやはりひとつ、官需という言葉使われましたけれども、成すべき仕事は地域住民の安全安心と防災対策だということで、極めて住民の方々のためにやるべき緊急の仕事だということでご理解いただけたものというふうに私は思ってますが、当初、あともう一つはその生活再建支援という観点の中で、まだまだいろんな期待があるというお話でございましたが、まあそれは、まあこれまでも随分と申し上げてきましたけれども、その基金の使い方の決め方は、大体概ね、示されていると、その中で考えてきたわけですが、当初、ですからそういった意味で、一番優先課題は生活再建支援だということで、万が一、この前、被災された方々の実態に応じて、満額といいますか、いろんな申請が全てなされたときに、どのぐらいのお金になるのかなということ、当初予定させて提案させていただいた金額が5億台になって示させていただいたわけですが、あとはそれを実態的にこうして今、申請を受けながら、今の生活再建支援のほうの進捗も進んでいるわけですがけれども、まあ、お示したように、今の現段階では2億2,000万台の実施時点で、今後、まだまだ、進捗している、まだ取り掛かっているということもございますから、まだ金額は伸びるものと思っておりますけれども、そういう、そういう想定の中でスタートしておりますから、その点に関してはまだいろんなご意見あるとしまして、その中での生活支援という考え方の中で対応できていけるものというふうに思っております。あとは今申し上げたとおり、今回の防災無線 LAN の考え方は今、課長が申し上げた

とおりですから、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○1番（酒井右一君） 住民満足度を参酌していただきたいと。

終わります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） それでは21ページの委託料で、ホームページ作成委託料、減額の119万5,000円と書いてあります。これ、説明の中にもあったみたいですが、当初500万で取られたやつが、結局、仕上がりは380万5,000円になるというようなことなのかなと思ってましたが、これ、この当初の予算の時にもここで提案されて、議論されたと思うんですが、大体、なんでこれだけの金額が、500万の時にそういう話が、これだけの金額がかかるんだというような話がございました。そういう中で、まだホームページ、できていない、まだ見てないんですけども、それだけの、普通の、ほかの南会津町とかの自治体は100万かからないでリニューアルも終わって、なって、ほかの自治体でもそういうのを見ますけども、どれだけ、金いっぱいかかるから、いっぱい時間かかるというふうな説明になるのかどうかわかりませんが、どのような計画で、どのようなリニューアルされるのか、期待持って、なるまで待っていたいなと思っていたんですが、まあ、その件について詳しく説明をいただきたい。そして、そういうホームページのリニューアルする場合に、業者の選択とか、そういう計画っていうのは、複数の業者に見積もりをとってそういう計画を立ててやっているのか、甚だ疑問に感じたので、この件についてまず質問いたします。

それから23ページ、小水力発電調査設計委託料1,100万円の減額。まあ、これなんかもそうですが、これに対するいろいろの、途中で議論あったし、説明もあったやに記憶しておりますが、まあ、この1,100万の委託料の減額。どういう計画、構想を立てて調査されるのかっていうのが、ちょっとう、昨日のあの、一般質問で、中野君の質問の中で木の駅構想の件がございました。まああれは何回も、5回に及ぶ検討会を民間の方ともされて、そういう中で、まあ、その検討会で出てこられた方は、もう第一段階のスタートができるんだなというような思いでやっていたけども、結局、昨日の質問に対する担当課長は、なんでしたっけ、準備期間が不足している。で、まあ、今回、予算化しないで、その計画の実施は見送ったというふうなことだったと思いますが、まあ、本当に検討を重ね、それで、まあ、そこの入っている民間の方は、もう実施されるんだろうというふうに思っていたそうなんですが、それがされないで終わった例がある。片方ではもう、簡単にいろいろなことが進んでいる中

で、簡単にこう、年度末に減額をすると。これ、どうなのかなというふうに疑問を抱いたんで、納得いく説明をまず聞きたいなと思います。

それから39ページ、農業振興費の中の19番、負担金、補助金。一番最後にありますね、日本一のエゴマの里構想事業補助金360万の減額。内容は、聞きたい内容は今話したのと同じです。どういう計画を立てて、緻密な計画を立てて、この日本一のエゴマの里だから、もう簡単な計画ではないはずですよ。そういう部分を含めて説明をいただきたい。先ほどの担当課長の説明は、ここの方ずっと聞いてましたけども、その他は、その上までちょっと話されて、その他は事務実績によるものでありますというだけで、触れられてなかったものから、納得いく説明をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 最初にあの、ホームページのリニューアル関係から申し上げます。当初、昨年の実施計画の説明の時もたぶん9番議員からご質問いただいて、500万ということで、実際が380万ほどでできましたので、その分を今回減額するということで繰入金も減らす、歳出予算も落とすという予算になってます。あとは、どうやってやったか、選んだかということは、職員の中で、こういったプロポーザルの委員会つくりまして、その審査会の中で複数の業者のプレゼンテーションを受けて、最終的に決定したという決定の過程をたどっております。あとは25年度事業で、25年度事業といっても少しでも早くできたほうがいいんですが、26年4月からは新しいホームページで立ち上げたいというふうに準備しております。わかりやすいところから申し上げますが、ひとつは、従来、パソコンからアクセスする人よりも、最近はスマートフォンとか、タブレット端末からアクセスされる人が多いということで、そういった方々にも、ただちっちゃくするだけではだめなんで、見やすいサイトをつくっていくということがございます。それから、あとは、ユネスコエコパークの認定のことも視野にありますので、日本語は当然として、外国語の翻訳システムということで、英語・中国語・韓国語対応を考えてます。それからあの、ホームページの更新ですが、専門職がいなくてできないということではレスポンスが悪くなるというか、適宜、更新できませんので、職員がそれぞれできるような、職員のスキルアップといいますか、職員が部署ごとに更新できるようなことをやっていきたいというシステムの構築で、まあ、ちなみにあの、全国では、広報広聴実態調査という調査がありますけども、その全国の市町村のもう7割は、そういったやり方になってまして、専門職員がやるんじゃなくて、各々のところがやるということになってますので、うちのほうもそれに倣っていきたいということで

あります。特にセキュリティの問題につきましては、実は昨年、モーグルスキーで有名な猪苗代町につきましてはサイバー攻撃受けまして、セキュリティレベルが低かったために、一時、ホームページが閉鎖になったということがあります。今後、そういった世界大会やっている猪苗代もそうですが、うちのほうもユネスコエコパークということになってくれば、同レベルのセキュリティでは不安でありますので、しっかりとしたセキュリティ対策を考えていきたいということでもあります。あと細々としたこといっぱいありますけども、見やすい色とか、文字サイズを自由に変更できるとか、いろんなものがありますが、特徴点はそういったことでありまして、期待していただいているということでもありますので、期待を裏切らないようにやっていきたいので、引き続きよろしく願いいたします。

もう一つ、小水力発電。これにつきましては、実は予算をいただきまして只見用水を念頭に置いて、その最初の部分を福島市町村支援機構にやっていただいて、それができた段階で町としてはそこに委託したいということで説明して、皆様のご理解をいただいて予算を確保したという経過がございます。だが、その後、調査をしていく中で、水利権の問題が出てきて、それぞれの担当常任委員会のほうには説明させていただいたというふうに記憶していますが、慣行水利権、許可水利権の問題がございまして、なかなか思うような取水量が確保できないということでありましたので、まだ河川法につきましても、中央のほうでは法律の改正はありましたが、その後の細部にわたる通達といいますか、運用方針がまだ県庁レベルまで徹底になってないと。まあ、実務的な話で恐縮ではありますが、そういったことで、少なくとも今急いでやるということは極めて、現在の取水量そのものが確保できるかどうか、非常に心配だということなので、まあ石橋を叩いて渡るとか、渡らないとか、いろいろありますけど、これにつきましては本当に、水利権だけは取り返しのつかないことになってしまいますので、やっぱり、慎重な上にも慎重を期したいということで、今年度につきましては、時すでに3月でありますので、無理だということで、減額の補正をお願いしておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 39ページの負担金、補助金の中の補助金。日本一のエゴマの里構築事業補助金の減額でありますけども、これは補助金交付事業ということでありまして、その計画を作るといったような内容ではないんではありますけども、まあ経過のほう説明をさせていただきますと、この町の補助金に関しましては前提条件がありました。それはあの、県の地域づくり総合支援事業、いわゆるサポート事業と呼ばれる事業の採択を受けた

事業。それに対して町がその補助をしていくと、補助該当しますよといったような制度内容になっていたわけでありますけども、残念ながらその県の補助事業が不採択となってしまったといったような経過がございまして、県の判断で不採択というふうになってしまいましたので、その前提条件が崩れて、残念でありますけども町の補助事業実施には至らず、今回、予算の減額に至ったと、そのような経過でありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） 今説明を受けました。まあ、私の言いたいのは、まあ、ある件ではいろいろ検討したけど、準備期間が不足しているとかで、まあ、石橋も叩いて渡らないで、石橋を叩いて渡れそうでも渡らないような事業のあり方があったかと思うと、もう簡単にいって、そして入ったみたけれども、県とか国で、もうそこで通らなかったという。言いたいのは、まあ、皆さん、ものすごく頑張ってますよ。町長以下、担当課長、全ての、こうやって、我々議会も、議員も頑張っていると思いますが、全てこの町のため、町民のために頑張ってます。当局も、我々も。で、一生懸命やっぱり、それを実現するために何が必要か勉強して、そしてそれはこの只見町、この町内だけでなく、やはりいろいろの補助金とかいろいろの話聞いてます。いやあの、説明しているわけですから、全部知っている人もいるのかなと思いますけど、やっぱりまだまだ勉強が足りない。その国・県でどれだけのものがあるのかっていう研究を重ねて、そして石橋を叩いて渡る努力をスピーディにしなければならないのかなと思いました。出してみたけども、もう、手前勝手を出して、その結果、だめだった、だめだったでは、しょうがないわけだから。我々も一生懸命、まだまだ未熟ですので勉強しますが、まあ当局も、町長以下、みんなで勉強して、とにかくこれがひとつでも実施できるように頑張っていかなければならないと思いますのでよろしくお願いします。

まあそういう中で、先ほど、まあこの、小水力のことですけども、まあ、町でその計画する前に、民間の方はそれよりも何年か前から研究して、そして取り組んできた経緯があると思います。それで、実際その、そういうその、今回、この小水力発電ですけども、軽水力のその発電機の導入の予算等々出てますけども、実際はその、軽水力のその発電機を入れるのが目的でなくて、やはりこの町が水力発電の町として、その、どういようなこれから、町おこしのために展開できるかってことの、皆さん、チャレンジしているわけですから、そういう中で水利権がどうのこうなので、国がそういう問題があったとしても、それをやっぱりどうにかして、自分たちのここの住んでいるところの問題で、水利権がどうのこうのだけで止まっちゃうようなことではだめだと思っんですよね。もっともっと研究して、どこかに風穴

をあけて、それを突破口として入っていくような、それをやるんだというような気構えを聞いて私の質問は終わります。答えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 予算の提案のあり方については反省するところがあるなというふうに思ってます。と申しますのは、その支援機構の調査が終わってから、その結果を待って、この調査設計委託料をお願いするとか、お願いしないとかという判断があってもよかったのかなど。それは総務厚生常任委員会の担当委員会の中からもそういったお話はありました。そういったところは素直に反省しなければいけないというふうに思います。ただ、町としては小水力発電を積極的に進めたいんだという、そういった姿勢を示す意味でも予算確保したいという思いが、当時、特に強くありましたので、そういったあの、裏打ちの確認といたしますか、そういった予算の提案のタイミングのあり方が結果として反省しなければならないということに至ったことは、担当課長として非常に心苦しく思っております。ただ、水利権のことにつきましては、これはあの、私も専門ではありませんけども、明治29年に河川法が成立して、それ以前に取水していた農業用水について認められる水利権が慣行水利権というふうに承知してますので、もうその後一切、慣行水利権というのは基本的にありませんので、全てそれは許可水利権になってしまいます。非常に日本の国の発展の経過の中で出てきたものでありますし、そこら辺の利害関係が衝突するところもありますので、特にあの、よく一般的に、水と道路と農地となってくると水が一番強いというような、行政の言葉ありますけども、この辺はしっかりと、現在、主に取水していらっしゃる只見地区の住民の方々に、この事業をせつかくよかれと思って取り組んだのに、取水量が結果として減ってしまったということは、大変ご迷惑をおかけして、またそれを取り戻す術もないということになってしまいますので、そういった意味から慎重にならざるを得ないということでございます。ただ、その河川法の改正等々、云々あって、まだ末端まで届いてないということを若干申し上げましたが、決してこれをあきらめているということではなくて、今般はまあ、軽水力発電機、前回可決いただきました。その時も8番議員から、本来の只見町のあるべき形と申しますか、ことをおっしゃっていただきまして、私どももまったくそのとおりでであるというふうにお答えしたというふうに記憶してますので、そういった考え方はまったく同じだと思いますが、どうしてもこの辺の権利関係は慎重にやらなければいけないという事情があるということも重ねてご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 簡単に2点ほどお聞きしたいと思います。

まず40ページ、農地費の15番、工事請負費ですが、まあ25万という金額ですが、この生態系保全地新設工事。これ、黒谷の、25年度に2度・3度と補正予算であがってきた、あその場所のことなのかどうか、その点をもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

それから、54ページ、給食センター費。この需用費の中に水道料5万6,000円減。で、14番、集落排水施設使用料6万1,000円。今までこれずっと見てみますと、水道料が上がって集排施設料が上がるといのはわかりますが、ここだけ水道料が下がっていて、施設利用料だけが上がっているという、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 40ページ、農地費の15工事請負費。生態系保全地新設工事25万円の増額のお願いでありますけども、これはあの、今ほどご質問にもありましたけれども、黒谷地内の給食センターの界限といった場所でございます。で、これにつきましては、圃場整備事業との絡み等々もございまして、今回の予算の中で、6ページになるんですけども、繰越明許費として805万8,000円という形でその繰越での事業実施を予定しております。そういった関係もございまして、今後の見通しとして、労務費、資材費の高騰分、そういった分を見込んだ上で予算を繰り越す必要があるということで、今回増額の補正をお願いするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（渡部公三君） 給食センター費の需用費でございますが、この水道料の5万6,000円の減額。これはあの、昨年11月、12月でしたっけ、水道の黒谷簡水の異常がありまして、給水対応、数日間させていただきました。で、それは外部からの水を持ってきたものですから、それについてはまあ水道は使わないと。で、逆にそこで、外部から持ってきた水を排水に流しますんで、それはまあ、そういったことありますけども、今回のこの5万6,000円というのは、そういったことでの減額であります。集排のほう、増えているというのが、ちょっと相反するというような感じはありますが、総体的な予算の中でこのような数字が、なってしまったということでございます。詳細に何トン使って、どうのこうのという、今手持ちの資料はありませんけども、そういった事情がありまして、こういった補正になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、小沼信孝君。

○3番（小沼信孝君） 先ほどの生態系保全地域の話ですが、そうすると工事はまだ終わらないということなんでしょうか。もし終わらないのであれば、まあ昨年の秋、降雪前に見た限りでは、普通の人が見れば、田んぼが1個増えただけのような感じにしか見えないような用地になってますが、あれからなんか、生態系保全地域として、普通の人が見てもわかるような取り組みをされるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○産業振興課長（馬場一義君） 生態系保全地域の新設工事でありますけども、まだ完了しておりません。そのようなこともございまして、繰越明許費ということで800万ほどの繰越明許のお願いをこの議案の中でお願いをしております、今後あの、工事が進んでいく中で、ごく一般的にどの程度思っていたか、その辺はあの、いろいろな受け止め方がございまして、なんとも申し上げられませんが、少なくとも、今現在の姿のままということではなく、生態系保全地らしい姿にはなっていくものと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） 39ページの、先ほども2番議員がおっしゃってましたが、放射性物質調査業務委託料というところでちょっとお聞きしたいと思います。この減額の理由として、検体の減少があるからという話でしたけれども、この検体を検査に出すというところで、私もいろんなものを出してはいますけれど、すごくあの、細かく粉碎しなきゃいけないとか、いろいろ、大変な、出すまでに大変な工程があるわけなんですけれども、まあ、県で今度は粉碎型じゃなくて原形のまま検査できる機械を配置するというようなことが言われてましたが、そういうことになれば、これまた違ってくるんだと思います。まだその、町民はその放射線の、まだまだ不安のあれがあるんですけど、その検査の方法が大変なのではないかと思えます。それで、私もきのこ出したんですけども、黒谷の温谷沢で採ったんですが、そこもちょこちょこホットスポットのようなところがありまして、そこで土壌検査も町にお願いして一度やったんですけど、その後、またやっておられるかどうかというのはちょっと、まあ、確かめてないんですけど、やはり先ほども2番議員におっしゃってましたが、そういう調査の継続をすることによって、山菜・きのこ、町の産物であるそういうものが、採取できるようになったり、出荷制限も解除になるような、ように繋がるのではないかと思いますので、まあ、今後のこれ、町の対応ということになります、そこら辺の

ところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 山菜・きのこ、今現在、その規制がかかっています。山菜はありませんけれども。野生きのこ45種は規制がかかっていると、そういう実態でございまして、今回の補正にかかる分については、先ほども申し上げましたが、自家消費食品の自主的な検査というようなものになってございまして、この検査をもってしての解除は、まず関連性はないといえますか、これをもってして規制解除には至らないと、そういう内容の予算でございまして、で、実際にその解除をどうするのかという分につきましては、県のモニタリング検査、これによって定点観測をして、少なくとも3年以上と言われておりますけれども、安定的に放射性物質が軽減されたということが確認されると、そういった、そのほかにもいろいろ条件がございまして、そういうことを求められておりますので、その県のモニタリング検査のほうに町のほうとしましても積極的に関わって、なるべくそのモニタリング検査を進めていただけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（山岸フミ子君） 安定的にモニタリング検査をしてやっていきたいということですので、是非まあ、継続してやっていただきたいと思いますが、その粉砕型ではなく、原形のまま検査ができるその機械というのは、先ほどおっしゃった、ちょっと聞き洩らしたかもしれませんが、県でのその配置というか、言われてますけれど、そこら辺はどうなりますか。そして、それはどこに配置されるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 非破壊型、粉砕をしない、検査のできる放射線の検査機械。これについてはまあ、昨年度も購入を検討してきた経過がありますけれども、まだその実験段階の機械というようなこともありまして、その数値が不安定であるといったようなこともありまして、購入は控えていたわけでありまして、まあ26年度、新年度の県の事業としまして、県内の各市町村に非破壊型の検査機械を無償貸与するといったような事業が新たに始まるということで情報を得ております。それについては、4月の時点で全ての機械を全ての町村に配備できるかどうか、その辺は今の段階では定かではないといったような回答をいただいておりますので、すぐ入るかどうか、確定的ではありませんけれども、どちらかといいますとその線量の高い地域に優先配備という考え方がありますので、只見町に確実になるか

どうかわかりませんが、なんとかその配置されるように、無償貸与機械が配置されるように求めていきたいと思っております。で、仮にあの、無償貸与機械の配置がされます場合には、朝日地区センターの一部をお借りをして機械の配置をしたいということで、今検討中でありまして、1台しかありませんので、只見地区・明和地区の方、まあそんなに極端に遠い距離ではなく検査ができるようにということで、朝日地区センターへの設置を検討させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか・

11番、3回目です。

○11番（山岸フミ子君） あの、まあ、これから、給食センターも地産地消ということで、町の物産、農産物を、使用しようという計画があるんだと思いますが、それに向けても、子供たちの安全安心の食糧を訴えるということでも、是非あの、納入される方も大変だと思いますので、是非、その非粉碎型のあれを、機械を配置されるように是非努力していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） もう1回だけあるな。

3回やったのか。

3回やりましたね。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第20号 平成25年度只見町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時、休議をいたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時22分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を続行いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第7、議案第21号 平成25年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第21号 平成25年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,511万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,513万1,000円とする内容であります。

それでは4ページからご覧ください。4ページから歳入になりますが、まずはあの、3月補正予算時点において、それぞれの科目がどのように減額したかという部分で見ていただきたいと思います。まず国庫支出金の療養給付費負担金であります。今回218万9,000円ということで療養給付費分が454万2,000円増額。それから後期高齢者支援金分が227万6,000円の減額、介護納付金分が7万7,000円分の減額で、総体で218万9,000円、国の負担金としては増額になっております。それで、連動しますが、今度、国庫支出金の国庫補助金になりますが、財政調整交付金のうちの普通調整交付金。これにつきましては、療養給付費分が500万の減額。それから後期高齢者支援金分が500万

円の減額ということで、合わせて1,000万円の減額ということであります。それから、節の2の特別調整交付金が644万8,000円ございますが、これは歳出で同額を支出しております。これは国保施設のほうにいくものでございます。で、総体で国庫支出金が152万円の減額ということでありますが、ここで見ていただきたいのは普通調整交付金の1,000万円という減額をご理解いただきたいと思っております。それから、4ページの療養給付費交付金でありますが、これにつきましては退職療養にかかる交付金であります。で、今回は2,000万円の減額ということで、これは平成20年度からこの制度は廃止になっておりますが、経過措置できております。ということは、被保険者、いわゆる退職被保険者が少なくなっております関係で2,000万円の減額ということでありますが、支出のほうで同額程度、減額になっております。5ページから県支出金。同じく高額療養の共同事業負担金が19万6,000円減。県支出金の、都道府県の財政調整も340万円ということで、いわゆる申請実績見込みによりましてこのように減額になっております。共同事業交付金につきましては、これは再保険事業になりますので、各町村被保険者、県内の保険者での共同事業になります。ご覧のとおり、保険財政については若干減額になっております。で、6ページですが、6ページの繰入金。こちらのほうの繰入金が大きな変化がございます。基金の繰入金、今回1,100万円ほどの増になります。当初、25年度の当初では基金の繰入要求を約3,972万1,000円ほど見込んでおりましたが、6月の本算定時においては、これを1,072万1,000円に減額できました。これは24年からの繰越金、いわゆる前期高齢者交付金が過大に交付されたことによりまして、交付が伸びて繰越媒体ということで、財源不足が1,072万1,000円にできたということでありますが、先ほどの国のほうの支出金であります財政調整交付金。こちらのほうが1,000万円減額になっていた大きな要因がございまして、今回1,100万円ほど基金財源不足分として繰入をしなければならないということであります。総体で、3月補正で、6月分から1,000万ほど増えますので、2,196万5,000円が25年度の財源不足としての基金繰入という形になります。

それで歳出のほうですが、歳出のほうは、一般管理費。これ、いわゆる事務費的なものですが、これは121万9,000円ということで、国保システムの関係の増額、委託料がございまして。それから7ページの下段になりますが、保険給付費。これが先ほども申し上げました療養給付費の交付金と同じものになりますが、退職者医療の被保険者の療養給付費。これ、医療費が1,700万円減額をしております。それから併せて退職者医療の高額療養費。

これが300万円ということで、合わせて2,000万円になりますが、こちらが減額ということで歳入のほうの療養給付費交付金との相殺になるという形でご理解いただきたいと思っております。あと続きまして、出産育児一時金については実績による精算でございます。共同事業拠出金も各町村保険者のプール計算になりますので、このような形での減額、それから増額を必要となります。それから9ページの諸支出金の直診勘定繰出金。これ、歳入のほうでありましたが、特別調整交付金ということで、国民健康保険施設特別会計の診療所会計のほうにこちらから繰出すものでございます。最終に予備費で164万4,000円の減額をしまして予算の調整をしております。

今回の国保事業の大きな変更点と申しますか、それにつきましては、いわゆる療養給付費、退職者医療については歳入歳出で相殺になりますが、国の財政調整交付金。これは9パーセントのうち7パーセント分が普通調整交付金ということで交付になりますが、国全体、全国の町村保険者全体で割り振られるものでありまして、それによりまして被保険者間の財源とか、それらについて調整されまして、あとはあの、被保険者の減だとか、そういう部分がいろいろ調整された結果、今回は1,000万円の減ということがありました。その減額によりまして、その財源を補てんするために6ページの基金繰入金ということで財源を充当して25年度は予算を最終調整していきたいという内容であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第21号 平成25年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第22号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第22号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,091万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,082万4,000円とする内容であります。

地方債の補正につきましては、第2条で第2表に記載しております。地方債の補正につきましては2ページの下段の表をご覧ください。辺地対策事業ということで限度額の変更をお願いしております。

それでは4ページの歳入になりますが、まず診療収入の後期高齢者医療診療報酬収入ということで75歳以上の方の医療保険であります。468万円ほど、まあ入院収入はこの保険、医療保険に係る方の収入が減額になっております。これは11月までの実績、それから2月までの診療分を見込んでおります。併せて診療収入の諸検査収入。これは131万1,000円ほどの増額であります。説明ありますように予防接種、乳幼児検診の検査収入の増であります。それから繰入金につきましては、一般会計から繰入金、事業費で865万2,000円の減になりますが、これは25年度に整備を行いました地域医療連携ネットワーク、いわゆる県の基金からの繰入分になりますが、そちらの事業費の減であります。6番目の諸収入、雑入830万円ほど減になっておりますが、これは通常の診療報酬以外のいわゆる外部的な作業、それからほかの診療収入にかかる施設関係のものでございます。それから5ページ、一般会計債ということで医療機器整備事業50万円。これ内視鏡分で540万円から50万円の減額でございます。

それから6ページから歳出になりますが、歳出の一般管理費は、これは人件費の補正であります。それから診療所費の医科管理費。こちらのほうの職員手当157万5,000円。こちらのほうの超勤、それから管理職特別勤務手当と、これ増になっておりますが、次ページの13の委託料、医師業務委託料、それから医師の宿日直勤務委託料ですか。こちらのほうの関連で、こちら13委託料減になった分、こちらのほうの職員手当の増になっております。これは医師の方、13委託料については、県立医大からの派遣をこちらのほうで措置しております、そのほかの3名の方は職員手当のほうで手当とする関係で、これまでの勤務の変更等、都合でございまして、このような形で割り振りっていうんですか、片方増、片方減という形で調整させていただきました。それから7の賃金は不用分の臨時職員の賃金でございまして。それから7ページの在宅酸素供給リース料、終了になりますが、これ不足、若干見込まれますので50万円お願いしております。それから備品購入費につきましては、先ほど申し上げました地域医療ネットワークの備品にかかる減額でございまして。医科検査費も精算による不用分の減でございまして。歯科医療器具費についても一般医療機器の不用分ということで減額をしております。それから7ページの下段になります給食委託料も同じく精算によるものでございまして。それから8ページ、予備費147万3,000円の減額で予算を調整をさせていただきました。

9ページ目からは給与費明細書になりますのでご覧下さい。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第22号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第23号 平成25年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第23号 平成25年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,995万6,000円とする内容であります。

それでは4ページをお開き下さい。4ページから歳入になります。まず後期高齢者の医療保険料であります。普通徴収、特別徴収に分かれておりますが、今回、補正はそのうちの普通徴収保険料。これ26万1,000円ということで年度間の移動によりまして若干増額がありまして、今回増額補正をさせていただいております。それから中段であります。繰入金。保険基盤安定費繰入金。これにつきましては7万円の減額であります。それから諸収入としまして、今回、過年度収入、いわゆる療養給付費の精算交付金ということで24年度ですか、そちらのほうの精算が終わりまして、過年度の分ということで多くこう、支払っていったものが今度返ってくるということであります。226万2,000円ということでこちらを収入しております。尚、これ同額、歳出のほうで計上になりますが、次に5ページの歳出であります。後期高齢者医療広域連合納付金という形で先ほどの歳入の普通徴収保険料、それらについて今度は納付するようになります。併せて保健基盤安定費の繰入金も減ということで、こちら調整させていただいて金額としては20万円の増ということで納付金を広域連合のほうに納めるようになります。それから中段の他会計繰出金ということで、過年度に多く支払っておったものが返ってくるということで、今度はこちらの会計から一般会計の

ほうへ、後期高齢者のほうから一般会計のほうへ戻すというふうなことで226万3,000円を繰出金ということで予算計上させていただきました。予備費10万円の減額で予算の調整をさせていただきました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第23号 平成25年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第24号 平成25年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第24号 平成25年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,362万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,416万円とする内容であります。

それでは4ページをご覧ください。4ページからが歳入になります。介護保険につきましても、まず保険料としまして第1号被保険者保険料ということで、現年度分の特別徴収と普通徴収に分かれておりますが、被保険者の医療等によりまして、今回、最終の調整になりますが、特別徴収については77万円、予算上の減額です。現年度分の普通徴収につきましても85万6,000円増額。滞納繰越分が7万円ということで、総体で15万6,000円の増という形になります。次に国庫支出金の介護給付費の負担金ということで、これも介護給付費の実績見込み等によりまして国庫負担分の変更になります。115万2,000円の減額になります。それから下段の、今度は国庫支出金の調整交付金。これにつきましては279万3,000円の増。それから地域支援事業、いわゆる介護予防事業にあたるものが22万6,000円の増。それから同じく地域支援事業でも包括的支援事業・任意事業については114万5,000円が減ということで、これも実績等に基づく変更でございます。総務費の県補助金22万5,000円。これは介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金ということで、今度新たに出てくるものでございます。5ページの2段目になりますが、支払基金の交付金、介護給付費交付金ということで408万8,000円の減額です。これは第1号じゃなくて第2号保険者、いわゆる現役世代からの、いわゆる支援金になりますが、それぞれのほうの額が減額になっております。それから県支出金、介護給付費。これも実績等によりまして219万6,000円の減であります。それから6ページに移っていただいて、県支出金のうち支援事業についても記載のとおり57万3,000円の、これも実績等の見込みによりまして減でございますが、下段の繰入金。介護給付費繰入金128万8,000円の減。これが減額になっております。それから地域支援事業とか、2と3ありますが、これも、それから4も、一般会計からの繰入金。それぞれ実績によりましてこのような変更がございます。それから4目の、一般会計繰入金の節の2になります事務費繰入金。262万9,000円ということで、これにつきましては、ニーズ調査に基づくものの地域支援事業でやっておりましたが、これが一般財源でみなさいよという指導がありまして、今回、一般会計からの繰入金ということで措置をさせていただきました。それから7ページの基金からの繰入金であります。介護給付費準備基金繰入金ということで、今回800万円ほど減額をしております。今回の介護保険事業計画では3年間で約4,500万充当する計画でありました。

約、一年で1,500万であります。ちなみに平成24年が500万円、平成25年度がここに記載あります1,400万円で、合計1,900万円ということで、当初予定よりも基金充当は少なくすんでおるような経過でございます。

次に、8ページから、今度、歳出になります。歳出につきましては、一般管理費、若干、旅費等不足しております。それから13の委託料。介護保険制度システム改修委託料で、これ消費税の改正になりまして、それに伴いシステムを改修しなければならないということで増をお願いしております。それから総務費の2段目になりますが、認定調査、それから認定審査会につきましては整理予算になります。次に保険給付費。まず要介護度1から5までに対象になる方なんです。こちらのほうの給付費がそれぞれ減額、増額になっておりますが、主な点、9ページの地域密着型介護サービス給付費ということで、今回1,050万円ほど増額になっております。これはご存じのように、只見原にあります、それからグループホームもこちらに該当しますが、そういう利用者がだいぶ伸びたということで今回増額をしております。それから5番目は施設介護サービスということで、只見ホームとか、あとはこぶし苑等がこちらに該当しておりますが、後程、老健の説明になりますが、ショートステイと、そちらが伸びた関係で、長期の分についてはだいぶ少なくなっているということで、こちらのほうは、予算上は1,700万円ほど減額になっております。併せて9ページの下段の介護予防サービス費については要支援1と2の方に係るものでありますが、10ページのほうも見ていただくと、こちらのほうは、それほどあの、変更が、実績のほう、特に変更はございません。若干の増とさせていただきます。それから11ページから保険給付費の高額介護サービス費、若干減額、130万ほど減額をさせていただきます。それから一番下段の保険給付費。これも特に所得の少ない方についての、特別あの、介護保険からの補助分、負担分ではありますが、これも若干の減額になっております。12ページ。こちら地域支援事業費ということで、いわゆる介護予防にかかる事業費でありまして、これらも精査によるものでございます。それから下段の地域支援事業費の任意事業費で176万円ほど減額しておりますが、説明のほうご覧ください。19負担金、補助金、交付金で200万円ほど減額しております。これにつきましては、25年度から新たに実施しましたグループホーム利用者にかかる、いわゆる居住費とか、食費の助成をこちらのほうで行っておりまして、当初予算を見込みましたよりも200万円ほど少なくすんだということでご理解ください。最終的に40万4,000円の増額で、予備費で調整をさせていただきました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第24号 平成25年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第25号 平成25年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第25号 平成25年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,677万1,000円とする内容であります。

まず3ページご覧ください。3ページの総括の事項別明細書を見ていただくと、歳入のほうのサービス収入が今回、補正で125万計上しております。で、歳出のほうで、予備費で、

108万円ということで、今回、介護収入が伸びまして、歳入増を予備費のほうに充当したというような主な内容であります。

次に、詳細については4ページからになりますが、4ページの歳入。まずサービス収入であります。居宅介護サービス費収入、合計して300万円ほど増であります。内訳は通所リハビリテーション費収入、いわゆる日帰りのリハビリ、デイケアになりますが、120万円の増であります。今回はあの、25年度の7月から短時間の通所リハビリも開始しまして、現在、大変喜んでいただいておりますが、そういう要因もありましてこちらの収入が増っております。それから2番目の短期入所者。これはショートステイといわれるものですが、こちらのほうも利用者、調整の中身を見まして200万の増です。それから2目の施設介護サービス費収入。これは220万円の減額となっております。こちらを減額になるということは、こぶし苑は全体で50床ありまして、その50床の中で長期入所と、それからショートステイ、いわゆる短期入所の方を調整しなければならないということで、現在、32名平均で長期のほうもまわしていただいていることのほかは短期、ショートという形でまわしていただいているような状況です。それに併せまして、中段のサービス費収入、自己負担金収入、それから施設利用収入という形で予算の増減が生じてまいります。

次、6ページの歳出であります。一般管理費のリハビリテーション業務委託料。これは竹田総合病院のほうにお願いしている委託の分ですが、月1回来ていただいているその関係での若干減額があります。そのほかについては、施設整備工事3万円の減額ということで、残り、予備費108万円ということで増額をさせていただいて予算の調整をさせていただきました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第25号 平成25年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第26号 平成25年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、ただちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第26号 平成25年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,725万7,000円とする内容であります。

それでは2ページからご覧ください。2ページの総括であります。訪問看護療養費、いわゆる介護報酬が減額になりまして、一般会計への繰入。それから歳出のほうでは、それに対する減額になっております。いわゆる歳出の減額によりまして歳入のほうで調整をさせていただいております。

まず3ページの歳入でございますが、診療報酬収入ということで、286万円ほどの減額です。これにつきましては訪問看護ステーションの利用者、いわゆる在宅での利用者ですが、お亡くなりになった方だとか、いろいろございまして、そういう関係での移動もありまして収入が減っております。併せて、それらの減に対しましては一般会計で歳出予算のほうを賄うということで一般会計の運営費として211万7,000円を繰入させていただきました。

歳出であります。一般管理費、臨時職員賃金ということで74万3,000円減額をさ

せていただきました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第26号 平成25年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)は、
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第27号 平成25年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

朗読を省略し、ただちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第27号 平成25年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,137万6,000円とする内容であります。

こちらのほう、3ページからご覧下さい。こちらのほうもいわゆる介護保険にかかるものでございまして、要支援対象の方のいわゆるケアプランの作成で、内容的なことは訪問看護と同じような感じで、利用者に係る分での増減でありまして、まずサービス収入、いわゆる居宅介護サービス収入が今回、若干の5万1,000円ほど減額になっております。

それで、それに伴いまして、歳出のほうとも関係してくるんですが、一般会計への繰入金56万3,000円という両方減額しました。というのは歳出のほうで合計して62万4,000円減額ということで、地域包括支援システム保守委託料。それから管理用備品の56万1,000円ということで、こちらのほうは平成26年4月から運用ということで、大丈夫ということで、今回こちらのほうを減額をさせていただきました。こちらの減額、歳出減額ということで、歳入のほうも併せて繰入金等で調整をさせていただきました。

引き続きまして、5ページからは給与費明細書になりますのでご覧下さい。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第27号 平成25年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、議案第28号 平成25年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、ただちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第28号 平成25年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,595万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,752万2,000円とする内容でございます。

繰越明許費につきましては第2表によるものでございます。

2ページをお開き下さい。繰越明許費につきましては、統合簡易水道と中ノ橋の添架の関連事業でございます。金額はご覧のとおりでございます。

4ページの歳入をご覧下さい。水道加入分担金の増額、あと水道使用量の減額につきましては、昨年の実績よりも若干の少ない使用料というふうに想定をしておりましたが、災害復旧関係の多少の落ち着きから、入ってこられる方が前よりも少なくなったのではないかなどというふうに予想をしております。国庫補助金につきましては、これは災害復旧の減額でございますが、地区にいたしましては小川地区に配管をしました仮設排水管、そして宮渕、叶津の前処理の撤去がまだでございますので、工事の減額に伴いましての補助金の減額というふうになっております。繰入金につきましては災害対応分の精算でございます。

次に5ページの歳出でございますが、水道総務費につきましては人件費の精算見込みでございます。維持費につきましても精算見込み、15の工事請負費につきましては、先ほどの国庫補助金の減額で申し上げたとおりでございます。施設整備費につきましても検査手数料、精算でございます。6ページの予備費27万2,000円で調整をいたしました。

7ページにつきましては給料関係の補正でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第28号 平成25年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、議案第29号 平成25年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、ただちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 議案第29号 平成25年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）につきまして説明をさせていただきます。

まず歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,799万8,000円とする内容でございます。

内訳につきましては3ページをご覧いただきたいと思います。3ページ上段、まず歳入であります。一般会計からの繰入金ということで、運営費、事業費、それぞれ増減ということで調整しております。

それに伴いますの歳出であります。只見スキー場管理費、委託料としまして、まず只見スキー場の指定管理料。こちらは燃料高騰分の指定管理料の増額に伴う増額をお願いするものでございます。河川構造物の管理業務、それから河川協議の申請委託。どちらも事

業実績による不用残の整理でございます。保養センター管理費、使用料及び賃借料、施設の使用料でございますが、こちらはあの、黒谷簡易水道の水源の濁りが発生しました際に町民入湯対応を行いました。その分の使用料の支払いということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第29号 平成25年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、議案第30号 平成25年度只見町交流施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、ただちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 議案第30号 平成25年度只見町交流施設特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ667万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,127万9,000円とする内容でございます。

内容につきましては3ページをご覧ください。3ページ、歳入でございます。まず財産収入としまして、交流促進センター運営基金の利子収入8,000円と。それから、繰入金としまして一般会計からの運営費の繰入金667万1,000円でございます。

続いて、4ページの歳出に移りまして、総務管理費。まず委託料であります。交流施設指定管理料654万2,000円ということでありまして、こちらは燃料高騰分、灯油の高騰分。これの指定管理料の増額に伴う増額補正でございます。それから使用料、施設等使用料12万9,000円。こちら先ほどの保養センターと同様に黒谷簡易水道の水源の濁りが発生した際の町民入湯対応によります使用料の計上でございます。それから積立金につきましては歳入にございました利子の積立金8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第30号 平成25年度只見町交流施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第17、議案第31号 平成25年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、ただちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第31号 平成25年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ302万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,177万2,000円とする内容でございます。

繰越明許費につきましては第2表をご覧ください。

2ページをご覧ください。繰越明許費につきましては中ノ橋の添架分でございます。842万円でございます。

次に、歳入、4ページをご覧ください。分担金としましては排水加入分担金でございます。物品売払はコンポストの売払でございます。繰入金は災害対応分、施設整備の精算でございます。基金繰入で財源調整をいたしました。諸収入につきましては原子力賠償金の収入の減でございます。

歳出、5ページをご覧ください。施設管理費につきましては事業の精算見込み分でございます。施設整備費につきましても精算見込み分でございます。予備費61万6,000円の減で調整をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第31号 平成25年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第18、議案第32号 平成25年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、ただちに議案の説明を求めます。

朝日地区センター長。

○朝日地区センター長（馬場さき子君） 平成25年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

はじめに、本予算については、2月19日開催の朝日財産区管理会において同意を得ておりますので報告いたします。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,412万7,000円とするものでございます。

予算書3ページをご覧下さい。歳入につきましては土地貸付収入を9万円増額しております。これは3年に一度、契約更改されます電源開発株式会社への土地貸付料の単価増に伴う増額でございます。

4ページ、歳出でございますが、旅費、需用費、使用料及び賃借料をそれぞれ実績により減額しております。印刷製本費につきましては集落ごと貸付地の図面作成にかかる印刷料でございます。負担金、補助及び交付金は電源開発株式会社への土地貸付料が単価増により増額になったことに伴います集落交付金分の増額でございます。予備費で調整しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第32号 平成25年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

日程第9、議案第33号 平成26年度只見町一般会計予算から、日程第31、議案第45号 平成26年度只見町朝日財産区特別会計予算までは、議長を除く、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第45号までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会の正・副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので、委員会で互選をお願いします。

尚、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

予算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正・副委員長が決まりしだい、議長に報告をお願いいたします。

ここで、予算特別委員会正・副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

当局は、暫時、退席をお願いいたします。

〔当局 退席〕

休憩 午後４時１７分

再開 午後４時３１分

○議長（齋藤邦夫君） 開議いたします。

予算特別委員会の委員長に大塚純一郎君、副委員長に小沼信孝君が選任されましたので報告をいたします。

お諮りをいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託いたしました議案第３３号から議案第４５号までは、会議規則第４６条第１項の規定により、３月１９日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３３号から議案第４５号までは、３月１９日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において、審査結果の報告書を作成し、議長に提出をされるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日は全部終了いたしました。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後４時３２分）

